
 論 説

第 67 期弁護士のカリヤ展開： 2016 年第 1 回郵送調査データの多変量解析

藤 本 亮
石 田 京 子
武 士 俣 敦
上 石 圭 一

第 1 章 本稿の目的法曹養成課程の評価構造に関する一考察

本稿は、弁護士キャリアパス研究会¹⁾が 2016 年 2-3 月に実施した「67 期

-
- 1) 弁護士キャリアパス研究会メンバーは現在、本稿執筆にあたった 4 名と宮澤節生 (University of California, Hastings College of the Law) によって構成されている。弁護士キャリアパス研究会がこれまで公表してきた研究成果は以下のとおりである。宮澤節生、藤本亮、武士俣敦、神長百合子、上石圭一、石田京子、大坂恵里 (2010) 「法科大学院教育に期待される「法曹のマインドとスキル」に対する弁護士の意見：2008 年全国弁護士調査第 1 報」青山法務研究論集 2:67-171。宮澤節生、久保山力也 (2011) 「弁護士界内部における業務分野の『評価』：2008 年全国弁護士調査から」青山法務研究論集 3:33-82。宮澤節生、武士俣敦、石田京子 (2011) 「日本における弁護士の専門分化：2008 年全国弁護士調査 (第 2 報)」青山法務研究論集 4:193-287。宮澤節生、石田京子、久保山力也 (2011) 「第 62 期弁護士第 1 回郵送調査の概要：記述統計の提示」青山法務研究論集 4:57-191。宮澤節生、武士俣敦、藤本亮、上石圭一 (2012) 「日本において特定分野への相対的集中度が高い弁護士の属性：2008 年全国弁護士調査第 3 報」青山法務研究論集 5:119-233。宮澤節生、石田京子、久保山力也、藤本亮、武士俣敦、上石圭一 (2013) 「第 62 期弁護士の教育背景、業務環境、専門分化、満足感、及び不安感：第 1 回郵送調査第 2 報」青山法務研究論集 6:35-235。宮澤節生、石田京子、藤本亮、武士俣敦、上石圭一 (2014) 「第 62 期弁護士第 2 回郵送調査第 1 報：調査の概要と記述統計」青山法務研究論集 9:67-137。宮澤節生、藤本亮、石田京子、武士俣敦、上石圭一 (2015) 「第 62 期弁護士第 2 回郵送調査第 2 報：二変量解析から多変量解析へ」青山法務研究論集 10:39-175。Setsuo Miyazawa, Atsushi Bushimata, Keiichi Ageishi, Akira Fujimoto, Rikiya Kuboyama and Kyoko Ishida (2015) "Stratification or Diversification?: 2011 Survey of Young Lawyers in Japan" in: Setsuo Miyazawa, Weidong Ji, Hiroshi Fukurai, Kay-Wah Chan and Matthias Vanhullebusch (eds.) East Asia's Renewed Respect for the Rule of Law in the 21st Century: The Future of Legal and Judicial Landscapes in East Asia. Brill's. 宮澤節生、石田京子、藤本亮、武士俣敦、上石圭一 (2016) 「第 62 期弁護士の面接調査：第 1 報」青山法務研究論集 11:61-165。藤本亮、石田京子、武士俣敦、上石圭一 「第 67 期弁護士第 1 回郵送調査の概要—記述統計の提示—」名古屋大学法政論集第 268 号 (2016 年) 286 頁以下参照。

弁護士第1回郵送調査」²⁾ (以下「67期第1回調査」)の調査データの分析を行うものである。本稿に先立ち、弁護士キャリアパス研究会では調査の概要と記述統計について藤本亮ほか「第67期弁護士第1回郵送調査の概要―記述統計の提示―」名古屋大学法政論集第268号(2016年)286頁以下において報告している。質問紙原本や各項目の度数分布についてはこの第1報を参照されたい。

本研究会では第62期弁護士のキャリア調査を2011年(以下「62期第1回調査」と2014年(以下「62期第2回調査」)に実施しており、67期調査データを分析する本稿では、記述統計を報告した第1報と同様に62期との比較も可能な限り言及している。これらの調査の概要については表にまとめた。2009年に新規登録した第62期弁護士には旧司法試験出身と新司法試験出身の両者がおり、新62期弁護士のほとんどは法科大学院の第1期生(2005年度修了)から第3期生(2007年度修了)であり法科大学院制度の初期の修了生が中心となっている。今回調査を実施した67期弁護士には、司法試験予備試験ルートで司法試験を受験している者が含まれている。法科大学院の修了年次では、2012年度修了生、すなわち第8期まで含まれている。

本稿の構成を示しておこう。第2章(石田京子執筆担当)で67期弁護士の法曹養成課程の評価構造について分析を行う。第3章(武士侯敦執筆担当)では、弁護士業務の専門化の観点から67期弁護士の業務分野とそれに対する満足度を分析する。第4章(上石圭一執筆)では、67期弁護士の所得水準の規定要因を多面的に探っている。第5章(藤本亮執筆)では、登録遅延、職場変更の有無、大規模事務所への就職、即独・独立採算弁護士、弁護士過疎地域への就職などの規定因について回帰分析で探る。

2) 67期調査は、62期調査と同様、日本弁護士会連合会の多大なるご協力なしには実施することは不可能であった。62期調査と同様67期登録名簿の提供に加え、事務総長名での調査協力依頼文を寄せていただいた。また、日弁連法科大学院センターからは日弁連の協力を得るに際してお世話していただいたのみならず本調査の質問紙作成にあたって、予備調査にご協力いただくなどの多大なるサポートを頂戴した。全国の法科大学院関係の教員の方々にも「調査協力者」として質問紙表紙にお名前を記載し、また可能な範囲で周囲の67期弁護士に質問紙回答を促す声かけをしていただいた。心より感謝申し上げる。そして、なにより、業務で忙しい中、この大部の調査に時間をとって回答してくださった67期弁護士のみなさまにもあらためて心よりの御礼申し上げます次第である。

[表 1-1] 62 期と 67 期弁護士郵送調査の概要

67 期 弁護士 第 1 回 郵 送 調査	対象 2016年1月1日現在 日弁連名簿に67期として登録されている弁護士1737人 調査主体 弁護士キャリアパス研究会（代表・藤本亮）※科学研究費補助金15H03303 調査時期 2016年2～4月（一斉登録日から約14ヶ月後） 方法 郵送調査法（督促状送付は質問紙送付3週間後に葉書送付） 回収数・回収率 427ケース・24.6% 調査協力・日本弁護士連合会
62 期 弁護士 第 1 回 郵 送 調査	対象 2010年10月1日現在 日弁連名簿に62期として登録されている弁護士2121人（現62期323人、新62期1798人） 調査主体 弁護士キャリアパス研究会（代表・宮澤節生）※科学研究費補助金22330038 調査時期 2011年1～2月（現62期一斉登録日から約17ヶ月後、約新62期一斉登録日から約14ヶ月後） 方法 郵送調査法（督促状送付は質問紙送付2週間後と4週間後に葉書送付、3週間後にFAX送付） 回収数・回収率 621ケース・29.3%（現62期85ケース・26.3%、新62期536ケース・29.8%） 調査協力・日本弁護士連合会
62 期 弁護士 第 2 回 郵 送 調査	対象 2013年12月1日現在 日弁連名簿に62期として登録されている弁護士2087人 調査主体 弁護士キャリアパス研究会（代表・宮澤節生）※科学研究費補助金22330038 調査時期 2014年1～3月（現62期一斉登録日から約53ヶ月後、約新62期一斉登録日から約50ヶ月後） 方法 郵送調査法（督促状送付は質問紙送付3週間後と5週間後に葉書送付） 回収数・回収率 406ケース・19.5%（現62期51ケース、新62期354ケース） 調査協力・日本弁護士連合会

現在、弁護士キャリアパス研究会では、郵送調査に協力していただいた67期弁護士のうち、面接調査にご協力をお願いしていた方々への面接調査を実施中である。また、62期弁護士と同様に初回登録から4年程度の時点、すなわち弁護士キャリアを継続的に調査し、弁護士の在り方を明らかにするために引き続きのご協力を改めてお願いする。（藤本亮）

第 2 章 法曹養成課程の評価構造に関する一考察

1. はじめに

予備試験が導入されてもなお、法科大学院は、予備試験によって司法試験受験資格を得た者を含めて、司法試験合格者のうち95%を超える者が一度は在籍する大学院である。第67期弁護士調査からは、司法試験合格者全体で既に指摘されている傾向が確認された³⁾。すなわち、大規模校出身者が増加し、修了した法科大学院として回答された法科大学院の数は減

3) 詳細は、藤本亮ほか前掲注1)（2016年）286頁以下参照。

少した。また、法学部系学部・学科在籍経験のない者は、2010年に実施した第62期弁護士調査と比べて5ポイント減少し、18.6%となっている。それでもなお、いわゆる他学部出身の回答者78名のうち、75名(96.2%)は法科大学院に在籍経験があり、73名が法科大学院を修了して司法試験受験している。法科大学院設立当時と比較するならば、多様性が後退したことは否めないとしても、法科大学院は未だ学部で法律学を全く学んだことのない者が法曹となるための重要な法曹養成経路である。

また、法科大学院において、模擬裁判やクリニック科目など何らかの臨床科目を履修した者の方が、弁護士となる動機付け、弁護士倫理の習得、実務技能の獲得に法科大学院が有益であったと答える傾向が確認された。加えて、クリニック履修者、模擬裁判履修者、シミュレーション履修者は、司法修習の経験についてもより高い評価をする傾向のあることが確認されている。以下では、法曹養成課程に関する評価の構造を検討し、「プロセス」としての法曹養成の考え方へのヒントを得たい。

2. 法科大学院での経験と評価の関係

(1) 法科大学院における臨床法学教育経験と法曹養成課程の評価構造

既に述べた通り、臨床科目(エクスターンシップ、模擬裁判、シミュレーション、クリニック科目)を履修したと答えた回答者の方が、法科大学院についてより有益であったと答える傾向が確認されている。これらの科目の履修経験者とそうでない者との間で、法科大学院の有益性評価の構造に何らかの違いがあるのだろうか。

まず、質問票で尋ねた法曹養成課程に関する評価全体と、臨床法学科目履修の有無について、関係を確認する。質問票では、法科大学院と司法修習の有益性を評価する質問として、(1)法知識の習得、(2)法情報調査能力、(3)弁護士を選択する上での動機づけ(以下、弁護士選択の動機づけ)、(4)弁護士倫理の習得、(5)面接・交渉・法廷等の実務技能の習得(以下、実務技能の習得)、(6)特定業務分野への関心の習得(以下、特定分野への関心)、(7)人的ネットワークの構築(以下、人的ネットワーク)、(8)登録地に関する情報(以下、登録地情報)、(9)就職先に関する情報(以下、就職先情報)の9項目について、「1 有益でなかった」から「4 有益だった」

までの 4 段階で尋ねている。これらの 9 項目の評価構造を探るため、法科大学院における評価、司法修習における評価について、それぞれ因子分析（主因子法、バリマックス回転）を行った。[表 2-1] に示す通り、固有値 1 を基準として因子を抽出したところ、法科大学院、司法修習それぞれの評価について、2 つの因子が抽出された。

[表 2-1] 法曹養成課程有益性評価の因子分析

法科大学院の有益性評価				司法修習過程の有益性評価			
	第1因子	第2因子			第1因子	第2因子	
	弁護士業務	就職	共通性		弁護士業務	就職	共通性
(2) 法情報調査能力	.646	.118	.431	(2) 法情報調査能力	.731	.104	.546
(1) 法知識の習得	.611	.133	.391	(4) 弁護士倫理の習得	.703	.167	.522
(3) 弁護士選択の動機づけ	.596	.309	.451	(3) 弁護士選択の動機づけ	.609	.301	.461
(5) 実務技能の習得	.532	.323	.387	(5) 実務技能の習得	.600	.309	.456
(4) 弁護士倫理の習得	.496	.251	.309	(1) 法知識の習得	.585	.074	.348
(6) 特定分野への関心	.458	.286	.292	(6) 特定分野への関心	.579	.336	.449
(8) 登録地情報	.198	.888	.828	(7) 人的ネットワーク	.462	.439	.406
(9) 就職先情報	.277	.763	.659	(9) 就職先情報	.154	.851	.748
(7) 人的ネットワーク	.383	.421	.324	(8) 登録地情報	.207	.829	.731
因子寄与	2.147	1.925	4.072	因子寄与	2.718	1.949	4.667
寄与率 (%)	23.860	21.385	45.244	寄与率 (%)	30.199	21.652	51.851

注) 主因子法、バリマックス回転による。因子負荷0.40以上を太字とした。

法科大学院の有益性評価における第 1 因子は、(2) 法情報調査能力、(1) 法知識の習得、(3) 弁護士選択の動機づけ、(5) 実務技能の習得、(4) 弁護士倫理の習得、(6) 特定分野への関心の 6 項目から大きな影響を受けており、「弁護士業務への有益性」と名付けることとする。一方、第 2 因子は、(8) 登録地情報、(9) 就職先情報、(7) 人的ネットワークから影響を受けており、「就職への有益性」と名付けることができる。

興味深いことに、司法修習過程の有益性評価についても、ほぼ同じ構成による 2 因子が抽出されたものの、(7) 人的ネットワークのみ、第 1 因子と第 2 因子、双方に影響を与えていることがわかる。法科大学院における人的ネットワークと、司法修習過程における人的ネットワークでは、質が異なることが伺われる。すなわち、法科大学院過程における人的ネットワークは、実務家教員や、エクスターンシップ先の実務家など、回答者が実務家となって考えると就職に有利であったかどうかといった観点で評価されるのに対して、司法修習過程における人的ネットワークとは、就職のみならず、回答者の「現在の弁護士業務」への有益性からも評価がなされてい

るのではなからうか。

いずれにしても、因子分析の結果、法科大学院過程、司法修習過程のいずれについても、回答者が弁護士業務への有益性、就職への有益性の視点から有益性評価を行っている評価構造が示された。それでは、因子分析によって抽出された因子得点（回帰法による）には、臨床科目履修の有無によって何らかの違いがみられるであろうか。[表 2-2] は、因子得点の平均値を、調査票で履修の有無をたずねた (1) エクスターンシップ、(2) 模擬裁判、(3) シミュレーション科目、(4) クリニック科目の履修の有無別に加えて、(1) から (4) のいずれかの臨床科目の履修の有無別に示したものである。数字を太字、セルをハイライトした部分は、5%水準で平均値に有意な差のあった部分である。

[表 2-2] 臨床系科目の履修の有無別に見た法曹養成課程有益性の因子得点平均値

項目	履修の有無	度数	法科大学院弁護士業務有益性		法科大学院就職有益性		司法修習弁護士業務有益性		司法修習就職有益性	
			平均値	標準偏差	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差
Q2(1) エクスターンシップ	履修した	227	0.084	0.838	0.007	0.930	0.042	0.884	0.019	0.936
	履修しなかった	176	-0.120	0.851	-0.015	0.901	-0.016	0.894	0.016	0.869
Q2(2) 模擬裁判	履修した	272	0.091	0.827	0.075	0.914	0.046	0.888	0.022	0.919
	履修しなかった	133	-0.177	0.868	-0.158	0.902	-0.057	0.918	-0.004	0.888
Q2(3) シミュレーション科目	履修した	150	0.141	0.787	0.083	0.894	0.040	0.928	0.113	0.918
	履修しなかった	254	-0.075	0.875	-0.048	0.927	-0.008	0.881	-0.039	0.895
Q2(4) クリニック科目	履修した	128	0.065	0.811	-0.009	0.914	-0.040	0.945	0.026	0.915
	履修しなかった	277	-0.031	0.865	0.007	0.917	0.034	0.874	0.015	0.901
(1)-(4) いずれかの臨床科目	履修した	367	0.043	0.832	0.021	0.922	0.028	0.884	0.028	0.906
	履修しなかった	34	-0.474	0.886	-0.236	0.847	-0.155	0.928	-0.053	0.899

* 履修した / しなかったの因子得点に5%水準で有意な差のあった箇所を太字とハイライトで表示。

[表 2-2] からは、クリニック科目を除いた3つの臨床科目と、いずれかの臨床科目の履修者と非履修者との間で、法科大学院の弁護士業務有益性因子得点に有意な差のあることを示している。因子得点は平均値が0になるように抽出されるため、得点がマイナスであっても有益性評価自体がマイナスであることを意味しない。エクスターンシップ、模擬裁判、シミュレーション科目の履修者、そしていずれかの臨床科目を履修した者は、そうでなかった者と比べて、法科大学院が弁護士業務により役立ったと評価していることが認められた。

上記の分析では、クリニック科目については目立った結果が出なかったが、臨床科目ごとの履修の有無別で有益性評価の評価構造に違いがあるか

どうかを検討したところ、興味深い結果が出た。質問票で履修の有無を尋ねた上記 4 つの臨床科目の履修経験に「何らかの臨床科目の履修経験」を加えた 5 項目について、履修経験の有無別で法科大学院有益性評価と司法修習有益性評価の因子分析（主因子法、バリマックス回転）をそれぞれ行い、評価構造の比較を行った。固有値 1 を基準として因子を抽出したところ、法科大学院有益性評価について、クリニック科目の履修の有無別の分析のみ、抽出される因子数が異なる結果となった。[表 2-3] に示すように、クリニック科目履修者グループからは、3 つの因子が抽出され、非履修者グループからは 2 つの因子が抽出された。なお、司法修習有益性評価については、いずれの臨床科目の履修の有無別でも違いはみられなかった。

クリニック科目非履修者グループにおいて抽出された因子は、[表 2-1] で示した、回答者全体に対する因子分析とほぼ同じ構造である。すなわち、(5) 実務技能の習得が、(8) 登録地情報、(9) 就職先情報、(7) 人的ネットワークと共に第 1 因子により大きな影響を与えているものの、構造としては第 1 因子は「就職への有益性」、第 2 因子は「弁護士業務への有益性」と呼ぶことができよう。一方、クリニック科目履修者グループの第一因子は (8) 登録地情報、(9) 就職先情報から大きな影響を受けているため、「就職への有益性」と名付けることができ、第 2 因子も (3) 弁護士選択の動機づけ、(2) 法情報調査能力、(6) 特定分野への関心、(7) 人的ネットワーク構築、(1) 法知識の習得から影響を受けているため、これまでの分析にならって「弁護士業務への有益性」と名付けることとする。クリニック科目履修者ではさらに、(4) 弁護士倫理の習得、(5) 実務技能の習得から影響を受ける第 3 因子が抽出されている。この因子を「専門職技能獲得への有益性」と呼ぶこととする。クリニック科目の履修によって、回答者の法科大学院有益性の評価構造が、2 因子から 3 因子へと変わった可能性が示唆されており、弁護士倫理の習得や実務技能の習得が単なる弁護士業務から、専門職技能を意識したものに変わったとは言えないだろうか。

[表 2-3] クリニック科目履修経験有無別にみた法科大学院評価構造の違い

クリニック科目履修者グループ					クリニック科目非履修者グループ				
	第1因子	第2因子	第3因子	共通性		第1因子	第2因子	共通性	
	就職	弁護士業務	専門職技能			就職	弁護士業務		
(8) 登録地情報	.906	.161	.256	.912	(8) 登録地情報	.845	.165	.742	
(9) 就職先情報	.758	.311	.039	.672	(9) 就職先情報	.808	.225	.703	
(3) 弁護士選択の動機づけ	.224	.565	.051	.373	(5) 実務技能の習得	.449	.418	.377	
(2) 法情報調査能力	.075	.560	.125	.335	(7) 人的ネットワークの構築	.434	.356	.315	
(6) 特定分野への関心	.206	.491	.251	.346	(2) 法情報調査能力	.145	.697	.507	
(7) 人的ネットワーク構築	.425	.482	.066	.417	(1) 法知識の習得	.116	.663	.454	
(1) 法知識の習得	.211	.464	.197	.299	(3) 弁護士選択の動機づけ	.390	.603	.516	
(4) 弁護士倫理の習得	.146	.091	.728	.560	(4) 弁護士倫理の習得	.318	.515	.366	
(5) 実務技能の習得	.057	.525	.660	.715	(6) 特定分野への関心の獲得	.325	.423	.284	
因子寄与	1.743	1.729	1.158	4.63	因子寄与	2.151	2.114	4.265	
寄与率 (%)	19.37	19.208	12.867	51.445	寄与率 (%)	23.89	23.49	47.38	

注) 主因子法、バリマックス回転による。因子負荷0.40以上を太字とした。

もともと、[表 2-4] に示す通り、クリニック科目を「履修した」と答えた回答者が回答者全体の 30% を超えていることには注意を要する。クリニック科目の定義として、「現実の相談者・依頼者の事案を扱う科目」と記載していたが、果たしてどのような形で「扱った」のかは定かではない。アメリカのロースクールのクリニック授業で行われているような、法科大学院の学生が実務家教員の指導監督のもと、現実の相談者の法律相談を自ら主体的に受けるという科目を実施している法科大学院はそれほど多くないことが伺われる。そうすると、実際の法律相談への立ち合いや、現実の裁判資料の検討等、クリニック科目の内実には多様なものが含まれていた可能性がある。

[表 2-4] 臨床系科目の履修状況に関する記述統計

		履修した	履修しなかった	合計
Q2(1) エクスターンシップ (インターンシップ)	N	228	179	407
	%	56.0%	44.0%	100.0%
Q2(2) 模擬裁判	N	274	135	409
	%	67.0%	33.0%	100.0%
Q2(3) 模擬裁判以外のシミュレーション科目 (面接、交渉、調停の技法など)	N	152	256	408
	%	37.3%	62.7%	100.0%
Q2(4) クリニック科目 (現実の相談者・依頼者の事案を扱う科目)	N	130	279	409
	%	31.8%	68.2%	100.0%
いずれかの臨床科目	N	370	35	405
	%	91.40%	8.60%	100.00%

重要なことは、いかなる態様にせよ、「現実のクライアント」に触れたという経験が、法科大学院有益性の評価構造を変化させ、法律専門職とし

での技能獲得を意識した評価をするようになる可能性が示されたということである。言うまでもなく、法科大学院は専門職大学院であり、リーガルプロフェッションの養成機関である。そこでの教育は、単に就職に有益であるか、弁護士業務に役立つか、ということとは別の次元の目標として、専門職倫理や技能の習得がなければならない。上記の結果は、現実の事件や依頼者に触れる経験が、そのような専門職技能の習得を促す可能性を示唆している。

（2）サンプル数の多い法科大学院別に見た、法曹養成課程の評価

本調査の回答者が在籍または修了した法科大学院（以下、修了法科大学院）として記載された大学院は、57校あった。以下では、サンプル数が多かった大学について、法科大学院と司法修習の有益性評価を比較する。[表 2-5] は、分析対象となるトップ 10 位までの法科大学院（11 校）を示している。なお、質問票では、「在籍または修了した」法科大学院をたずねているため、実際には、法科大学院在籍中またはそれ以前に、予備試験に合格し、法科大学院を中退した者も含まれている。記述統計レベルでは、全回答者のうち、予備試験によって司法試験受験資格を得た者は 21 名おり、しかしこのうち 11 名が法科大学院に在籍経験があると回答している。以下の分析では、このような法科大学院に在籍経験はあるものの修了しなかった者の評価も含めている。

[表 2-5] 修了法科大学院別回答者数（上位 10 位、11 校まで表示）

	度数	%	有効%	累積%
早稲田	38	8.9	9.5	9.5
中央	31	7.3	7.8	17.3
慶應	29	6.8	7.3	24.6
東京	28	6.6	7.0	31.6
北海道	21	4.9	5.3	36.8
京都	19	4.4	4.8	41.6
一橋	17	4.0	4.3	45.9
東北	15	3.5	3.8	49.6
明治	14	3.3	3.5	53.1
神戸	13	3.0	3.3	56.4
名古屋	13	3.0	3.3	59.6
その他	161	37.7	40.4	100.0
合計	399	93.4	100.0	
欠損値	28	6.6		
TOTAL	427	100.0		

これらの11校と、その他の法科大学院在籍・修了者グループについて、有益性の9項目（法知識の習得、法情報調査能力、弁護士選択の動機付け、弁護士倫理の習得、実務技能の習得、特定分野への関心の獲得、人的ネットワークの構築、登録地の情報、就職先の情報）の4段階評価（1有益でなかった～4有益であった）の平均値を法科大学院段階、司法修習段階についてそれぞれ示したものが、[表2-6]である。平均値の上位3位までを太字にしている。また、全体とは異なった回答傾向を示した部分については、数値を太字にしてセルをハイライトしている。

[表2-6] 在籍・修了法科大学院別に見た法曹養成課程の有益性評価

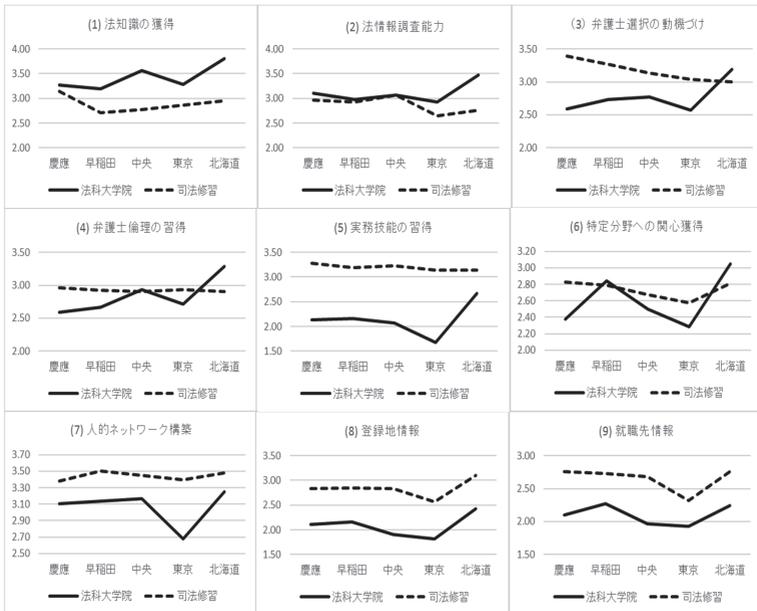
	(1) 法知識の習得		(2) 法情報調査能力		(3) 弁護士選択の動機づけ		(4) 弁護士倫理の習得		(5) 実務技能の習得	
	法科大学院	司法修習	法科大学院	司法修習	法科大学院	司法修習	法科大学院	司法修習	法科大学院	司法修習
一橋	3.12	2.53	2.65	2.76	2.47	2.88	2.65	2.88	1.76	2.94
京都	3.81	2.74	3.39	3.11	2.67	2.94	2.50	3.00	2.17	3.37
慶應	3.28	3.14	3.10	2.97	2.59	3.39	2.59	2.97	2.14	3.28
神戸	3.25	3.00	2.75	3.23	2.67	3.46	3.08	3.08	2.33	3.46
早稲田	3.19	2.71	2.97	2.92	2.73	3.26	2.67	2.92	2.16	3.18
中央	3.57	2.77	3.07	3.06	2.77	3.13	2.93	2.90	2.07	3.23
東京	3.29	2.86	2.93	2.64	2.57	3.04	2.71	2.93	1.68	3.14
東北	3.47	3.20	3.13	3.07	2.80	3.27	3.07	3.33	2.80	3.40
北海道	3.81	2.95	3.48	2.76	3.19	3.00	3.29	2.90	2.67	3.14
名古屋	3.80	3.00	3.10	2.92	2.50	2.77	2.80	2.69	2.20	3.23
明治	3.36	2.50	2.36	2.93	2.00	2.79	2.57	3.21	1.36	2.93
その他	3.39	2.89	3.01	2.99	2.56	3.12	2.65	2.83	2.31	3.11
合計	3.39	2.87	3.01	2.95	2.62	3.12	2.73	2.91	2.18	3.17
	(6) 特定分野への関心獲得		(7) 人的ネットワーク構築		(8) 登録地情報		(9) 就職先情報			
	法科大学院	司法修習	法科大学院	司法修習	法科大学院	司法修習	法科大学院	司法修習		
一橋	2.29	2.71	2.94	3.06	2.12	2.71	2.18	2.47		
京都	2.56	2.53	2.89	3.42	2.44	2.89	2.22	2.79		
慶應	2.38	2.83	3.10	3.38	2.10	2.83	2.10	2.76		
神戸	2.83	3.00	2.92	3.69	1.92	3.38	2.00	2.69		
早稲田	2.84	2.79	3.14	3.50	2.16	2.84	2.27	2.73		
中央	2.50	2.68	3.17	3.45	1.90	2.84	1.97	2.68		
東京	2.29	2.57	2.68	3.39	1.82	2.57	1.93	2.32		
東北	2.60	2.80	3.00	3.53	1.87	3.00	2.07	2.73		
北海道	3.05	2.81	3.25	3.48	2.43	3.10	2.24	2.76		
名古屋	2.50	2.46	3.10	3.08	1.90	2.92	2.20	2.85		
明治	2.43	2.43	3.00	3.21	1.57	2.50	1.50	2.14		
その他	2.51	2.68	2.99	3.39	2.05	2.74	2.21	2.67		
合計	2.55	2.69	3.01	3.39	2.04	2.81	2.13	2.65		

上記の表を見ると、いずれの回答者カテゴリにおいても、「法知識の習得」、「法情報調査能力」を除いて、有益性評価は司法修習段階の方が高いことがわかる。反対に言えば、法知識の習得と法情報調査能力については、法科大学院が主要な役割を果たしているようである。もっとも、一橋大学、神戸大学、明治大学については、法情報調査能力についての有益性は司法修習段階の方が高かった。

司法修習段階と法科大学院段階での有益性評価の差が回答者全体で最も

大きかったのは、実務技能の習得であり、約 1 ポイントの差がある。ここでも、法科大学院全体の傾向として、法知識習得のための学習が主要な部分を占め、実践的な学習があまり行われていないことが伺われる。

一方、回答者全体では司法修習段階の方が有益性評価が高かったにも関わらず、出身大学によっては法科大学院の有益性評価の方が高かった項目もある。北海道大学は、評価項目全体を通して有益性評価の高い傾向が認められたが、「弁護士選択の動機づけ」、「弁護士倫理の習得」、「特定分野への関心の獲得」について、修習段階よりも法科大学院段階の評価の方が高かった。中央大学は「弁護士倫理の習得」について、名古屋大学は「弁護士倫理の習得」、「特定分野への関心の獲得」、「人的ネットワークの構築」について、京都大学と早稲田大学は「特定分野への関心の獲得」について、それぞれ法科大学院段階の評価が司法修習段階の評価を上回っている。これらは恐らく、各法科大学院がカリキュラムで重点を置いている点が反映されたものではなかろうか。



【図 2-1】 5 大学での有益性評価比較

[図 2-1] は、サンプル数が 20 を超えた 5 大学（サンプル数の多かった順に、早稲田大学、中央大学、慶應義塾大学、東京大学、北海道大学）について、有益性評価を法科大学院と司法修習とで項目ごとに表したものである。一元配置分散分析による平均値の比較では、司法修習段階の有益性は、5 大学の間でいずれも有意な差はない。もっとも、前述した、全体の傾向にも関わらず、法科大学院段階の方が評価の高い大学のあった項目を見てみると、法科大学院段階の有益性評価と司法修習段階の有益性評価の補完関係の可能性が見えてくる。すなわち、例えば「弁護士選択の動機づけ」のための司法修習段階が「有益であった」と答えた回答者は、法科大学院段階でそのような動機づけの機会が十分でなかった可能性がある。あるいは、法科大学院段階で特定分野への関心を獲得した者は、司法修習の段階を特定分野への関心の獲得のために有益であったと評価しない傾向があるのではないだろうか。

そうすると、今後より重要になってくるのは、法曹養成プロセスのいかなる段階において、どのような技能を習得すべきか、という指標をまずは構築することである。これと対比する形で、果たして回答者が法科大学院段階ないし司法修習段階において十分に技能を習得したかを査定することによって、各法科大学院レベルおよび法曹養成制度全体として、果たして有益な教育を提供しているか否かの評価が可能になると考える。

3. まとめにかえて

上記の分析からは、法科大学院と司法修習からなる法曹養成課程に関する 67 期弁護士の評価が、弁護士業務への有益性と、就職への有益性という 2 つの因子からなっていることが示された。そして、臨床科目を履修した者は、法科大学院の弁護士業務への有益性をより高く評価する傾向が確認された。さらに、クリニック科目履修者は、履修していない者と比べると、法科大学院の有益性評価の構造が異なり、専門職倫理、専門職技能をより意識した評価構造を持つことが示唆された。

さらに、修了法科大学院によって、法科大学院の有益性評価が異なることは確認された。一部の法科大学院では、回答者全体の評価とは異なり、司法修習過程よりも法科大学院過程について「弁護士選択の動機づけ」、「弁

「護士倫理の習得」、「特定分野への関心の獲得」が有益であったと答えている。法科大学院におけるカリキュラムの特徴や力点の置き方が、回答者評価にも反映されている可能性がある。

もっとも、62 期弁護士調査で確認された通り、回答者の法曹養成課程に関する評価は、弁護士経験を経て変化するものもある⁴⁾。67 期弁護士についても、弁護士経験一年余りでの有益性評価やその構造は固定的なものとは言えない。出身大学ごとの評価や、項目ごとの評価が今回の調査でどのように異なるか、今後も注視する必要がある。法曹養成プロセスのいかなる時点で、いかなる学修をさせるべきかについては、長期的な実証研究の結果を踏まえた上で検討されるべきである。（石田京子）

第 3 章 業務の構造とその関連要因、及び業務の専門化

本章の構成は次のようである。最初に、67 期弁護士による個別業務分野の取扱い状況を記述する。（1 節）。次に、業務分野の取扱い状況にもとづいて、業務分野間の結合パターンを明らかにし業務の構造を探る（2 節）。つづいて、析出された業務分野類型がいかなる特徴を有するかを分析する（3 節）。そして、業務分野類型の因果関連の分析に進む。焦点は原因としての事務所選択、および結果としての業務満足度に向けられる（4 節）。最後に、業務分野に即して、弁護士業務がどの程度、またどのように専門化しているかについて、得られた知見を述べることにする（5 節）。

1. 業務分野の取扱い状況

（1）業務分野別の取扱い弁護士の割合

67 期弁護士を対象とした本調査では、37 の個別業務分野への投入労働時間の度合いから業務分野の取扱い弁護士割合を測定した。各業務分野に対して「まったく時間を使わなかった」、「あまり時間を使わなかった」、「ある程度の時間を使った」、そして「かなりの時間を使った」の 4 件法により、

4) 62 期弁護士の調査では、第 2 回調査の際に、「弁護士倫理の習得」についての法科大学院の有益性評価が、第 1 回調査よりも上昇した。弁護士経験を一定程度積んだ後に認識する法科大学院の有益性があったものと思われる。

「ある程度の時間を使った」、または「かなりの時間を使った」のいずれかに回答した弁護士（以下では当該分野の「取扱い弁護士」という）の全回答弁護士に占める割合が〔表4-1〕に示されている。

「刑事弁護」、「家族・親族国内事件」、「交通事故原告側」、「任意整理・個人破産」、それに「遺言・相続」が取扱い弁護士割合の大きい上位5分野である。これらの分野はおおよそ過半数の弁護士が取り扱っているポピュラーな分野である。ちなみに、参考として同表に付記した62期弁護士第1回調査の結果と比べると「債権回収」を加えた上位6分野はまったく同じである。

反対に、取扱い弁護士割合が10%に満たない分野に目を向けると、当事者サイドを問わず「税金問題」、「環境・公害問題」、「行政事件」、「医療事故」の諸分野があるほか、「犯罪被害者支援」、「外国人の人権」、「家族・親族国際事件」、「消費者問題業者側」、「独占禁止」の各分野がみられる。調査設計上取扱い弁護士割合の数値比較は意味をなさないが⁵⁾、下位分野も、概ね、67期弁護士と62期弁護士は同一である。

全体として、取扱い弁護士割合の大きさからみた分野の順序には67期と62期で大きな変化はないように見える。変化として目につく点を挙げれば、「少年事件」が8位から15位へと下がり、「消費者問題消費者側」が9位から18位に下がっていることであろう。

(2) 業務分野への実労働時間配分

ここでは、回答弁護士全体の労働時間が実時間ベースで各分野にどれだけ配分されているかを推計によって明らかにする。

その方法について述べよう。まず、各人の年間の総労働時間を回答された週あたり総労働時間の48週分とする⁶⁾。ここには、会務活動などに費やされた時間が含まれているので、その分を除いたクライアントのいる業務

5) 本文後述のように、67期調査では4件法の各段階に対し、法サービス提供の総労働時間に占める投入時間の比率を0%、5%未満、15%未満、15%以上として回答を求めているが、62期調査ではこのような比率を指定せずに回答を求めた。このことが、両調査の間の取扱い分野数の差異に影響を与えている可能性も念頭においておく必要がある

6) 年間の総労働時間の算定にあたって年48週としたのは、日弁連が行っている「経済基盤調査」の方法と平仄を合わせるためである（日本弁護士連合会「弁護士業務の経済的基盤に関する実態調査報告書2010」自由と正義62巻6号61頁(2011年)）。

に費やされた時間を年間の総業務労働時間とする⁷⁾。そして、各弁護士が、この労働時間を個別業務分野にどれだけ配分しているかを次のようにして推計する⁸⁾。

前述したように投入時間の測定は 4 段階で行われたが、数量的には、「まったく時間を使わなかった」が 0%、「あまり時間を使わかった」が 5% 未満、「ある程度の時間を使った」が 15% 未満、そして「かなりの時間を使った」が 15% 以上という区分に対応させている。そこで、取扱いのあった分野のうち「ある程度の時間を使った」分野に対しては 5～15% の中間値である 10% を割当て、「かなりの時間を使った」分野には 15～100% の中間値である 57.5% を割当てた。しかし、これではデータの各ケースについて個々の分野に割り振られた中間値を合算しても 100% になるわけでない。そこで 100% にするため、各ケースに対して全分野の中間値の和の逆数を計算し、それを中間値に乗ずることによって分野別の投入時間のパーセンテージを算出した。上で述べたように計算した年間の総業務労働時間とこのパーセンテージを乗ずることで、取扱われた個々の分野に投入された推計実時間が算出される。各分野における取扱い弁護士の当該分野への推計投入実時間の和を全 37 分野への推計投入実時間の総和で除した値をエフォートと呼ぶ。

各分野のエフォートの計算結果は〔表 3-1〕に示されている。全体としてみると、回答弁護士 427 人は、全 37 分野にわたり、延べにして 3003 人が年間合計 1,106,545 時間を投入している。これを個別分野についてみれば、例えば、「刑事弁護」には 256 人の取扱い弁護士がいて 103,920 時間を投入しており、エフォートは 9.4% となる。最もエフォートの大きい分野は総労働時間の 10.5% が投入されている「家族・親族国内事件」であり、逆にエフォートが最小の分野は「税金問題その他企業代理」で、ほぼ 0% である。

7) 質問票の間 7-1 で、週あたりの総労働時間をたずね、問 7-2 で 8 種の弁護士活動カテゴリへの配分比率をたずねている。このカテゴリの中で、「弁護士会における活動」と「その他」の 2 種類の活動カテゴリに配分される時間は除外した。

8) この推計方法については、R. L. Sandefur, *Work and Honor in the Law: Prestige and the Division of Lawyers' Labor*, 66 *American Sociological Review* 382, 2001 を参照。また、武士俣教「弁護士業務分野の特徴と構造」佐藤岩夫・濱野亮編『変動期の日本の弁護士』28—51 頁（日本評論社、2015 年）も参照。

〔表 3-1〕 業務分野の取扱い（「取扱い弁護士」の割合）

* 62期弁護士調査では「環境・公害問題」は当事者のサイドを分けていない

順位	分野	67期調査	62期一波調査	エフォート
1	刑事弁護	61.5	81.0	9.4
2	家族・親族国内事件	61.0	70.1	10.5
3	交通事故原告側	54.8	53.0	10.3
4	任意整理・個人破産	50.7	70.1	7.9
5	遺言・相続	49.4	58.1	6.2
6	債権回収	39.9	54.6	4.3
7	その他の企業法務	33.0	34.3	8.8
8	不動産賃貸借貸主側	32.4	46.7	3.9
9	労働問題使用者側	29.4	31.9	3.7
10	労働問題労働者側	26.6	33.4	2.1
11	不動産売買	26.5	31.8	2.3
12	企業倒産・整理・再生	23.0	34.8	2.6
13	近隣関係問題	21.9	28.2	1.7
14	交通事故被告・保険会社	21.3	20.0	4.6
15	少年事件	19.1	37.0	1.4
16	建築紛争	19.0	29.6	2.1
17	不動産賃貸借借り手側	18.0	28.2	1.1
18	消費者問題消費者側	15.1	37.0	1.2
19	労働災害	14.2	17.3	0.9
20	企業合併・買収	13.4	17.5	2.2
21	知的財産	12.9	12.0	2.2
22	渉外・国際取引	10.6	13.3	2.4
23	医療事故患者側	9.3	11.3	0.9
24	行政事件個人代理	8.6	10.0	0.8
25	破産管財人	7.2	12.0	0.7
26	独占禁止	6.7	8.9	1.0
27	消費者問題業者側	6.3	10.7	0.5
28	環境・公害問題住民側	5.6	(5.2)*	0.8
29	家族・親族国際事件	4.8	6.8	0.4
29	外国人の人権	4.8	4.9	0.4
31	医療事故医師・病院側	4.1	6.1	0.5
32	行政事件行政機関代理	3.6	4.7	1.5
33	犯罪被害者支援	3.1	5.5	0.2
34	行政事件企業代理	2.9	2.6	0.3
35	税金問題個人・零細企業代理	2.8	2.0	0.2
36	環境・公害問題開発側	0.9	(5.2)*	0.1
37	税金問題企業代理	0.7	2	0

2. 業務分野の結合パターン

次に、個々の業務分野の相互関係の分析を通して 62 期弁護士の業務遂行に何らかの構造的なものが存在するかどうかを探ることにしたい。

まず、その方法論について簡単にふれる。我々がここで行ったのはアメリカの代表的な弁護士研究である「シカゴ・スタディ」が「Co-practice」と呼んだ、同一弁護士が複数分野を同時に取り扱う確率にしたがって形成される業務分野の下位グループからなる結合パターンの探求と同じ作業である⁹⁾。業務分野同士の近接性を、同一弁護士が複数分野を同時に取り扱う確率によって測る測度として用いたのは Kuleczynski の類似性測度 2 (K2) と呼ばれるもので、[図 3-1] からわかるように、これは任意の一組の業務分野のペアについて、一方の分野の取扱いがあるときに他方の分野にも取扱いがあるとする「条件付き確率の平均」(Average Conditional Probability) を意味するので、以下ではこの測度を ACP と略記することにする¹⁰⁾。ACP の値を用いて統計的分析手法として多変量解析の一種である階層クラスター分析を行った¹¹⁾。階層クラスター分析の結果はデンドログラムと呼ばれる [図 4-2] のようなグラフに表示される。

		分野 Y	
		取扱いあり	取扱いなし
分野 X	取扱いあり	a	b
	取扱いなし	c	d

ACP → Kuleczynski 2
 $K2(x, y) = (a/(a+b) + a/(a+c))/2$
 $0 \leq K2 \leq 1$

[図 3-1] 業務分野間の近接性の測度 (K2)

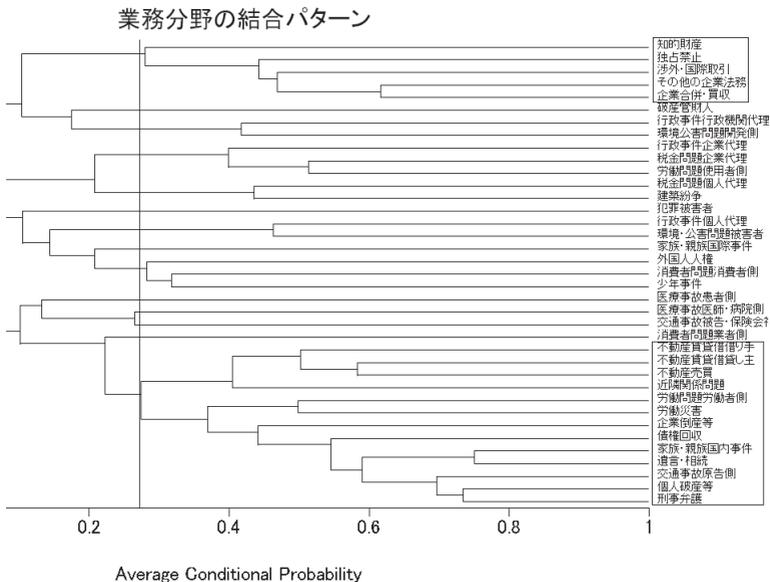
9) John P. Heinz, Robert L. Nelson, Rebecca L. Sandefur and Edward O. Laumann, *Urban Lawyers: The New Social Structure of the Bar*, University of Chicago Press, 2005, p.47 (以下 *Urban Lawyers*) ; John P. Heinz and Edward O. Laumann, *Chicago Lawyers: The Social Structure of the Bar*, revised edition, Northwestern University Press and American Bar Foundation, 1994, pp.151-52 (以下 *Chicago Lawyers*)

10) この測度の説明については、垂水共之他『新版 SPSSX II 解析編 1』(東洋経済新報社、1990 年) 122 頁参照。

11) クラスター分析とは、一般的に言えば同質的な「グループ分けを行うために適当な「類似度」あるいは「相違度」を用いて「近いもの」(neighborhood) を探し、逐次的手続によってその「類似度」あるいは「相違度」が定義するクラスターを求めていくアルゴリズムの総称」(中谷和夫『多変量解析』新曜社(1978 年) 91 頁) ということになるが、具体的な手法のレベルでいくつかの種類があり、ここでは「階層クラスター分析」を採用した。また、その際のクラスター間の距離の測定方法としては「最遠隣法 (farthest neighbor)」と呼ばれる方法を採用した。

さて、[図 3-2] からどのような業務分野クラスターが識別されるであろうか。横軸のACPの値 0.2 以上を最小基準とすると、0.3 の近くで以下のような2つのクラスターAと、Bを区別することができる。ただし、クラスターAは全部で13分野からなるが、デンドログラムの形状からみて、「刑事弁護」、「任意整理・個人再生・個人破産」、「交通事故原告側」など9分野と、「近隣関係問題」、「不動産売買」などの4分野が枝分かれしており、同一クラスター内の2つの下位クラスターになっている。

- A : (A1) 刑事弁護、任意整理・個人再生・個人破産、交通事故原告側、遺言・相続、家族・親族国内事件、債権回収、企業倒産・整理・再生、労働災害、労働問題労働者側、
 (A2) 近隣関係問題、不動産売買、不動産賃貸借貸主側、不動産賃貸借借り手側
 B : 企業合併・買収、渉外・国際取引、その他の企業法務、独占禁止、知的財産



さて、これらのクラスターはどのように意味付けられるであろうか。クラスター B の性格はかなり明瞭である。すなわち、ここに含まれる分野はすべて企業法務の諸分野であり、これらは一つの業務類型として、業務構造の要素としてみることができよう。

これにたいし、クラスター A の意味は全体としてみたときは一見して明瞭とはいえないが、下位クラスター A1 についていえば、いわゆる「町弁」として日本の弁護士が個人ないし小規模企業を顧客として伝統的に取扱ってきた業務内容といえる。そこで、顧客の種類による意味づけが可能かどうかをみるために、顧客割合との相関関係をみてみよう。[表 3-2] からわかるように、クラスター A1 は個人顧客割合と正の強い相関を示し、対照的に全国規模の大企業顧客割合とは負の強い相関を示している。ただし、中小企業とは弱いながらも正の相関がある。クラスター A2 は個人顧客割合とは無相関である。企業顧客との関係では、中小企業顧客とは正の相関がある反面、全国規模の大企業とは負の相関を示している。また、地元の大企業とは無相関である。クラスター B は、個人顧客割合とは強い負の相関がある。逆に、企業顧客とはすべてのカテゴリと正の相関があるが、中小企業顧客との相関はクラスター A2 よりも弱い。

結局、そしてクラスター A1 とクラスター A2 は同じ内容ではないが、それぞれ個人顧客と中小企業顧客を主たる顧客としてゆるやかに結びついている業務類型であるとみることができよう。したがって、クラスターを町弁型業務分野と名付けたい¹²⁾。他方、クラスター B は大企業顧客を中心とした企業顧客の業務分野であることから企業法務型業務分野と名づけることとする。

[表 3-2] 業務分野クラスターと顧客タイプ

クラスター	個人顧客	全国規模大企業	地元大企業	中小企業
A 1	.541**	-.481**	-.140**	.102*
A 2	0.074	-.222**	0.042	.324**
B	-.623**	.488**	.202**	.214**
		* 5%水準で有意	** 1%水準で有意	

12) なお、質問票では顧客のカテゴリ区分は個人顧客を法律扶助・国選弁護の個人と一般の個人に分け、大企業顧客を全国規模と地元に分け、中小企業顧客、その他に官公庁を設けている。相関係数の算出に用いたクラスター A1 の変数値はそこに属する 9 つの分野に投入された時間量（4 件法で測定）を合計し、9 で除した値である。クラスター A2、およびクラスター B の変数値についても同様の方法で計算される変数値である。

さて、このように町弁型業務クラスターと企業法務型業務クラスターを確認したわけだが、このような業務分野の結合パターンは67期弁護士のみならず62期弁護士におけるパターンともかなりの程度に一貫性がみられることにふれておこう。[表3-3]がそれを示している¹³⁾。まず、企業法務型業務のクラスターは5分野でまったく変化がない。次に67期の町弁型業務のクラスターの13分野のうち労働災害を除く12分野が、62期第1回調査における個人・中小企業クラスター16分野の中に含まれる。62期第1回調査の「消費者問題消費者側」、「少年事件」、「労働問題使用者側」、および「建築紛争」の4分野が67期の町弁型クラスターには存在しない。さらに、62期第2回調査と対比してみると、やはり、67期の町弁型業務のクラスターの13分野のうち労働災害を除く12分野が62期第2回調査における個人・中小企業クラスター15分野の中に含まれる。62期第2回調査にあって67期に存在しないのは「消費者問題消費者側」、「建築紛争」、および「労働問題使用者側」の3分野である。他方で、「労働災害」が町弁型クラスターに入ってきたのは62期調査ではみられなかったことである。

なお、町弁型業務と企業法務型業務は結合関係からみて相互に独立した関係にあるとともに、エフォートにおいても大きな差がある。[表3-1]からわかるように、町弁型業務のエフォートは63.2%であるのに対して、企業法務型業務のそれは16.6%である¹⁴⁾。

13) 62期第1回調査のデンドログラムについては、宮澤節生・石田京子・久保山力也・藤本亮・武士俣敦・上石圭一「第62期弁護士の教育背景、業務環境、専門分化、満足感、及び不安感」前出注1、113頁、第2回調査のデンドログラムについては、宮澤節生・藤本亮・石田京子・武士俣敦・上石圭一「第62期弁護士郵送調査第2報—二変量から多変量解析へ—」前出注1、79頁

14) 67期に限らず町弁型業務が日本の弁護士業務の支配的なあり方であることは日弁連の「2010年経済基盤調査」の分析結果からも確認される。そこでは町弁型業務に対応する業務分野クラスターのエフォートが57.4%、企業法務型業務に対応する業務分野クラスターのエフォートが16.5%であった(武士俣、前出注8、44頁)。

〔表 3-3〕 クラスターの構成分野

	町弁型（個人顧客）	町弁型（中小企業顧客）	企業法務型
67 期	刑事弁護／任意整理・個人再生・個人破産／交通事故原告側／遺言・相続／家族・親族国内事件／債権回収／企業倒産・整理・再生／労働災害／労働問題労働者側	近隣関係問題／不動産売買／不動産賃貸借貸主側／不動産賃貸借借り手側	企業合併・買収／渉外・国際取引／その他の企業法務／独占禁止／知的財産
62 期 I	刑事弁護／家族・親族国内事件／任意整理・個人再生・個人破産／遺言・相続／交通事故原告側／労働問題労働者側／消費者問題消費者側／債権回収／少年事件／不動産賃貸借借り手側／企業倒産・整理・再生	不動産売買／不動産賃貸借貸主側／労働問題使用者側／近隣関係／建築紛争	企業合併・買収／渉外・国際取引／その他の企業法務／独占禁止／知的財産
62 期 II	刑事弁護／家族・親族国内事件／任意整理・個人再生・個人破産／遺言・相続／交通事故原告側／労働問題労働者側／消費者問題消費者側／近隣関係／建築紛争	不動産売買／不動産賃貸借貸主側／労働問題使用者側／不動産賃貸借借り手側／企業倒産・整理・再生	企業合併・買収／渉外・国際取引／その他の企業法務／独占禁止／知的財産

注）網掛け分野：67 期調査、62 期第 1 回調査、62 期第 2 回調査の各町弁型クラスターで共通する分野

3. 業務分野類型の特性

さて、業務分野の結合パターンの分析から業務の構造において 2 つのクラスター、すなわち、町弁型業務と企業法務型業務という 2 つの類型がみいだされた。ここでは、2 つの業務類型がそれぞれどのような特性を有するかを関連要因の分析を通して明らかにする。

（1）分析の方法

因果的説明モデルになっているとはいえないが、一応、形の上では町弁型業務と企業法務型業務が従属変数となる。町弁型業務は 13 の個別分野を含んでいるので、その 13 分野に投入された労働時間の 4 件法による程度の平均を変数値とした。企業法務型業務はそれを構成する 5 分野に投入

された労働時間の程度の平均を変数値とした。なお、このようにして4件法で測定された各業務分野類型の変数値の平均は、町弁型業務が1.83、企業法務型業務が1.48であった。

次に、独立変数にあたる関連要因について述べよう。本調査のデザインの範囲内では、探索可能な要因群は5カテゴリに大別される。弁護士の個人的属性、生活環境、教育的背景、業務環境、および弁護士としての職業意識である。しかしながら、ここでは逐一網羅的に分析するのではなく、同様のデザインで行った62期調査からの知見をふまえて、一定の絞り込みを行った。

まず、個人的属性として取り上げたのは性別（F1）である。生活環境との関連性は取り上げなかった。教育的背景では出身法科大学院（問2-1）を取り上げた。業務環境との関係については、登録地域（問5（2））、所属事務所の規模（問5（5））、および事務所内での地位（問5（7））を取り上げて検討した。最後の弁護士としての職業意識とは、弁護士という仕事を通して何を目指しているかを問うた8項目の質問（問12）のことであり¹⁵⁾、各質問にあてはまる度合いが4件法で測定された。

この他に、因果の方向が不明ではあるが、類型特性の把握にとって有意味と思われる変数として、業務における紛争案件比率と所得も分析に加えた。

連関関係の探索のために、上記の諸変数を用いて重回帰分析を行った。独立変数のうち、性別、出身法科大学院、登録地域、それに事務所内地位は質的変数なので、ダミー変数として扱った。性別は男性を0、女性を1とするダミー変数である。出身法科大学院は東京大学、早稲田大学、中央大学、慶応大学、一橋大学、それに京都大学の6つの特定法科大学院、およびそれ以外の法科大学院を一括りにして6つカテゴリからダミー変数を構成した（参照カテゴリは「その他の法科大学院」）。登録地域は東京、東

15) 問12の8項目は次のとおり。「社会正義の実現に貢献する」「在野精神をもって仕事する」「依頼者を助ける、喜んでもらう」「経済的に安定した仕事する」「自由で独立して業務にあたる」「やりたい分野の仕事をする」「高度に知的な分野の仕事をする」「社会的に影響ある地位にキャリア・アップする」。このうち、「社会正義の実現に貢献する」と「在野精神をもって仕事する」は相関が高いため、前者を分析モデルから外した。同様に、「高度に知的な分野の仕事をする」と「社会的に影響ある地位にキャリア・アップする」も相関が高いため、後者を分析モデルから外した。

京を除く高裁所在地、および高裁不所在地に 3 区分によるダミー変数とした（参照カテゴリは「東京を除く高裁所在地」）。職場での地位については、経営弁護士、単独受任が可能な勤務弁護士、単独受任が不可の勤務弁護士、独立採算弁護士、それに組織内弁護士の 5 区分のカテゴリを設け、ダミー変数を構成した（参照カテゴリは「独立採算弁護士」）。

(2) 町弁型業務

では、町弁型業務について重回帰分析の結果をみてみよう。[表 3-4] がそれを要約している¹⁶⁾。

[表 3-4] 重回帰分析の結果：町弁型業務

独立変数	モデル1	モデル2	モデル3	モデル4	モデル5
	β	β	β	β	β
紛争案件比率	0.224**	0.135 †	0.12 †	0.135 †	0.138 †
所得額	-0.012	-0.033	-0.030	-0.030	-0.037
事務所規模(弁護士数)	0.001	-0.021	-0.018	-0.031	-0.023
事務所地域東京	0.004	0.005	0.022	0.023	0.025
事務所地域高裁不所在地	-0.016	0.003	0.021	0.024	0.023
経営弁護士		0.006	-0.001	-0.011	-0.017
勤務弁護士(単独受任可)		0.107	0.097	0.105	0.103
勤務弁護士(単独受任不可)		0.019	0.009	0.030	0.034
組織内弁護士		-0.092	-0.108	-0.097	-0.090
東京大学法科大学院			-0.087	-0.097 †	-0.1 †
早稲田大学法科大学院			0.045	0.028	0.031
中央大学法科大学院			-0.033	-0.031	-0.030
慶応大学法科大学院			0.052	0.047	0.046
一橋大学法科大学院			-0.014	-0.014	-0.013
京都大学法科大学院			0.117*	0.107*	0.106*
性別				-0.017	-0.017
職業意識: 在野精神の保持				0.117*	0.105 †
職業意識: 経済的な安定				-0.045	-0.051
職業意識: 高度に知的な仕事				0.135*	0.116 †
職業意識: 依頼者の援助					0.017
職業意識: 自由と独立					0.011
職業意識: やりたいたい仕事					0.048
R二乗	0.051	0.069	0.097	0.129	0.131
調整済みR二乗	0.037	0.044	0.056	0.078	0.072

β 標準偏回帰係数 † p < .10 * p < .05 ** p < .01

16) なお、ここでの決定係数 (R2) の値が著しく小さいことに留意しておく必要があろう。ただし、決定係数が小さいということはここで採用した独立変数からなるモデル全体の説明力が乏しいことを意味するが、有効な分析になるかならないかはまた別の判断である（村瀬洋一・高田洋・廣瀬毅士編『SPSSによる多変量解析』183頁（オーム社、2007年））

[表 3-4] によれば、町弁型業務と相関があるのは、まず民事分野における紛争案件比率である。町弁型業務が多いほど紛争案件比率も大きくなるという関係であり、当然予期しうる結果ではある。次に、出身法科大学院の変数群の一部に相関がみられた。東京大学法科大学院は負の相関を示している。すなわち、東京大学法科大学院出身者は町弁型業務をしない傾向がある。逆に、京都大学法科大学院出身者は町弁型業務に従事する傾向がある。その他に、「弁護士として目指していること」という職業意識にかかわる若干の変数が関連要因として現われた¹⁷⁾。一つは、「在野精神をもって仕事をする」という変数である。このような意識が強いほど町弁型業務を扱うという関係がみられた。もう一つは、「高度に知的な仕事をする」という変数である。これも、このような意識が強いほど町弁型業務を扱うという関係がみられた。

使用した 22 の独立変数のうち、相関が有るといえるのは上の 5 つにすぎないが、町弁型業務との関係の方向性については、他の独立変数において従来の知見に合致する結果が示されている。すなわち、所得、事務所規模との関係では負の方向となっており、在野精神を重視する態度との関係では正の方向になっていることである。しかし、登録地域が高裁不所在地であることが町弁型業務と負の相関を示していないことは 62 期調査の知見とは異なっている。

(3) 企業法務型業務

次に、企業法務型業務をみてみよう。ここではかなり多くの独立変数と統計的に有意な関連が現われた [表 3-5]。

まず、民事事件における紛争案件比率である。これは、モデル 1 からモデル 5 まで一貫して企業法務型業務と負の相関がある。当然ながら予期しうる結果である。所得は、逆にモデル 1 からモデル 5 まで一貫して企業法務型業務と正の相関がある。事務所規模も所得と同様の関係である。企業法務型業務は規模の大きい事務所ほど取扱いが多くなる。地域性について

17) 調査票では「あなたが弁護士という仕事を通じて目指しているものはなんでしょうか」という問いで 8 項目を挙げ、それぞれについて「ほとんどあてはまらない」から「かなりあてはまる」までの 4 件法で回答を求めた。前出注 11 でふれたように分析に使用したのは 6 項目である。

も関係は明瞭である。高裁不所在地と負の相関がみられる反面、東京とはモデル 1 とモデル 2 において正の相関が現われた。

職場内地位の変数群では、組織内弁護士が企業法務型業務と一貫した正の相関を示している。このタイプの業務の主たる担い手が企業内弁護士であることを映し出しているのであろう。

[表 3-5] 重回帰分析の結果：企業法務型業務

独立変数	モデル1 β	モデル2 β	モデル3 β	モデル4 β	モデル5 β
紛争案件比率	-0.479**	-0.393**	-0.387**	-0.345**	-0.331**
所得額	0.135**	0.121**	0.104 *	0.108 *	0.104 *
事務所規模(弁護士数)	0.086 †	0.118 *	0.109 *	0.092 *	0.1 *
事務所地域東京	0.109 *	0.119 *	0.089	0.082	0.078
事務所地域高裁不所在地	-0.115 *	-0.105 *	-0.116 *	-0.101 *	-0.102 *
経営弁護士		0.026	0.012	0.001	-0.002
勤務弁護士(単独受任可)		0.2 *	0.174 †	0.146	0.138
勤務弁護士(単独受任不可)		0.127	0.100	0.086	0.077
組織内弁護士		0.232**	0.229**	0.207**	0.197**
東京大学法科大学院			0.083 †	0.073 †	0.078 †
早稲田大学法科大学院			0.054	0.055	0.058
中央大学法科大学院			-0.011	-0.011	-0.014
慶応大学法科大学院			0.032	0.028	0.033
一橋大学法科大学院			0.091 *	0.086 *	0.087 *
京都大学法科大学院			0.105 *	0.104 *	0.101 *
性別				0.004	-0.007
職業意識: 在野精神の保持				-0.07 †	-0.070
職業意識: 経済的な安定				0.040	0.045
職業意識: 高度に知的な仕事				0.149**	0.131**
職業意識: 依頼者の援助					0.009
職業意識: 自由と独立の保持					-0.061
職業意識: やりし仕事をやる					0.059
R二乗	0.413	0.437	0.459	0.485	0.49
調整済みR二乗	0.404	0.424	0.435	0.456	0.455

β 標準偏回帰係数 † p < .10 * p < .05 ** p < .01

出身法科大学院に目を移すと、3校の法科大学院に相関が現われた。すなわち、東京大学法科大学院、一橋大学法科大学院、それに京都大学法科大学院である。いずれも正の相関であり、これらの法科大学院出身であることは企業法務型業務に多く従事する傾向があることを意味する。京都大学法科大学院は今回 67 期調査の分析で初めて投入した変数なので、新たな知見である。他方、62 期調査では慶応大学法科大学院が正の相関を示していたが、今回調査ではそれがなくなっている。

さらに、職業意識に関する変数群の中にも若干の関連するものがみられる。すなわち、「在野精神をもって仕事すること」、及び「高度に知的な仕

事をする事』の2つである。前者は企業法務型業務と負の相関を示し(ただし、モデル4のみ)、後者は正の相関を示している。前者は、町弁型業務との関係にあっては正の相関を示していたから対照的なあり方となっている。「高度に知的な仕事をする事」は町弁型業務においても、企業法務型業務においても業務遂行の促進につながっている。

以上、2つの業務分野類型の取扱いの多寡に関連している要因を多変量解析により識別した。ただ、ここで行ったことは因果関係の識別ではなく、関連する要因を通して各業務分野類型がどのような特徴を有するかを探ったものである。そこで、分析の結果見いだされた関連要因のあり方に照らして特徴を整理しておきたい。その際、62期第1回と第2回の分析結果と異同についても確認しておきたい¹⁸⁾。

[表4-10]は、町弁型業務について67期調査と62期調査から明らかとなった関連要因を整理したものであり、[表4-11]は、企業法務型業務について同様に整理したものである。これらの表から、二つの業務類型の対照的な特徴をまとめておこう。

[表 3-6] 町弁型業務の関連要因と特徴

相関の向き	67期調査	62期第1回調査	62期第2回調査
プラス	紛争案件比率	-----	-----
	n.s.	登録地域が高裁不所在地	登録地域が高裁不所在地
	京都大学法科大学院	-----	-----
	在野精神をもって仕事する 高度に知的な仕事する	(在野性に魅力を感じる)	(在野性をもって仕事できる)
マイナス	n.s.	事務所規模(弁護士数)	事務所規模(弁護士数)
	n.s.	登録地域が東京	登録地域が東京
	東京大学法科大学院修了	n.s.	東京大学法科大学院修了
	n.s.	慶応大学法科大学院修了	慶応大学法科大学院修了
	n.s.	一橋大学法科大学院修了	n.s.

両業務類型の間における最も対照的な面は、まず紛争案件比率である。町弁型業務では紛争案件が多くなり、反対に企業法務型業務では少なくな

18) 62期第1回調査と第2回調査の分析結果の詳細は、それぞれ、宮澤節生他「第62期弁護士の教育背景、業務環境、専門分化、満足感及び不安感」前出注1、114-122頁、と宮澤節生他「第62期弁護士郵送調査第2報一二変量解析から多変量解析へ」前出注1、77-89頁を参照。

る。第 2 に、教育的背景として東京大学法科大学院修了であることが町弁型業務の少なさと結びつく反面、企業法務型業務では多さと結びついている。第 3 に、意識要因に関して、仕事上目指していることが「在野精神をもって仕事をする」とは、町弁型業務の多さと結びつく反面、企業法務型業務の少なさと結びついている¹⁹⁾。

事務所規模は 67 期調査では企業法務型業務とのみ正の相関を示しているが、62 期調査では町弁型業務とも負の相関を示していた。同様に、都市化の程度の見地からの地域特性という点でみると、67 期においては、企業法務型は東京と正の相関を、高裁不所在地と負の相関を示しているが町弁型業務とは相関がない。62 期調査では町弁型業務においても、東京、および高裁不所在地との間に今回の企業法務型業務とは逆の相関関係のパターンが現われていたのと異なっている。意識特性の面で、仕事上目指しているものが「高度に知的な仕事をする」という意識は、町弁型業務とも企業法務型業務とも正の相関を示している²⁰⁾。

[表 3-7] 企業法務型業務の関連要因と特徴

相関の向き	67期調査	62期第1回調査	62期第2回調査
プラス	所得	-----	-----
	事務所規模（弁護士数）	事務所規模（弁護士数）	事務所規模（弁護士数）
	登録地域が東京	登録地域が東京	登録地域が東京
	組織内弁護士	-----	-----
	東京大学法科大学院修了	東京大学法科大学院修了	東京大学法科大学院修了
	一橋大学法科大学院修了	一橋大学法科大学院修了	一橋大学法科大学院修了
	京都大学法科大学院	-----	-----
マイナス	高度に知的な仕事する	-----	-----
	紛争案件比率	-----	-----
	登録地域が高裁不所在地	n.s.	登録地域が高裁不所在地
	在野精神をもって仕事する	n.s.	(在野精神をもって仕事できる)

19) なお、62 期第 1 回調査では法曹三者のうち弁護士を選択した理由として「在野性に魅力を感じたため」があてはまるかどうかをたずね、同第 2 回調査では弁護士という職業に就いている理由として「在野精神をもって仕事ができること」があてはまるかどうかをたずねている。3 回の調査のいずれにおいても「在野精神」というシンボルを用いているが質問文が異なるため直接比較はできない。

20) なお、62 期第 1 回調査では法曹三者のうち弁護士を選択した理由として「仕事が知的に興味深いと考えたため」があてはまるかどうかをたずね、同第 2 回調査では弁護士という職業に就いている理由として「知的に興味深い仕事を追求できること」があてはまるかどうかをたずねている。3 回の調査のいずれにおいても仕事の「知的な」側面の重要性をたずねているが質問文が異なるため直接比較はできない。

4. 事務所選択および業務満足度と業務分野類型

(1) 分析の枠組み

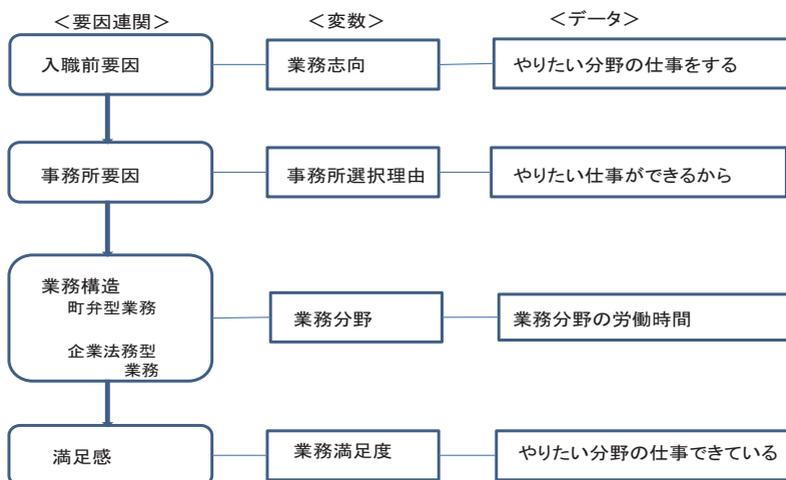
第3節でみられた業務類型の諸特性は因果連関を意味しているわけではない。そこで、業務の現状を従属変数として説明し、あるいは独立変数としてその機能を解明できるような理論モデルは、時間の要素を取り込んだプロセスモデルとして別途考察する必要がある。ここでは、業務の現状が原因、および結果となる局面に関わる特定の要因を取り上げ、関連の有無を検討する。

62期弁護士調査から得られた知見をふまえるならば、新人弁護士の業務のあり方を最も直接的に規定しているのは、就職した事務所ないし職場（組織内弁護士の場合は、企業または役所等、以下では事務所という）である²¹⁾。つまり、それがどのような地域の、どれだけの規模の事務所で、どのような採用条件の下にいるかということが大きく影響していると考えられる。そして、それに先行するものとして当該事務所への入職を規定した諸要因があるであろう。それには法科大学院や修習地などの客観的な要因、そこで形成された態度や志向などの主観的な要因などさまざまなものがある。

他面で、業務遂行の現状が業務をめぐる満足度にどう影響しているかという連関の有り様にも目を向ける必要がある。入職前ないし入職後の職業意識あるいは職業志向と業務満足度とのズレは業務の現状を変えてゆく作用を及ぼすであろう。

以上のような、業務の現状の原因と帰結をめぐる因果連関のモデルを図式化すれば〔図3-3〕のようである。本節では、この連関モデルに即して、業務志向がいかに事務所選択につながり、さらにはそのことが業務の現状とどうつながっているかを分析するとともに、さらに、業務の現状と業務満足度との関連を、業務志向を軸にして分析する。

21) 所属事務所による新人弁護士の業務の枠付けの実情については、62期弁護士に対する面接調査から多くの知見を得た（宮澤節生・石田京子・藤本亮・武士侯敦・上石圭一「第62期弁護士の面接調査」前出注1）。



〔図 3-3〕 業務構造をめぐる要因連関図式

（2）事務所選択と業務類型

新人弁護士の取扱う業務を直接的に規定しているのは登録して職に就いた場がどのような事務所ないし職場であるかであろう。本調査では、すでにみた事務所の所在地や規模を除いて、関連づけの検討を行える事務所の属性や性格に関するデータはないが、現在の事務所を選択した理由についてのデータは存在する。その中で、「やりたい仕事ができるから」という理由があてはまる程度が測定されているので、これと各業務類型との関係を見ることにより、業務の現状がなぜこうであるかの説明の手がかりを得ることができよう。同時に、もし、新人弁護士たちが、やりたい仕事ができる事務所を選択して現在の業務を遂行しているのであれば、2つの類型を要素とする業務構造は変動の契機をもたない安定したものといえよう。はたしてどうであろうか。

[表 3-8] 事務所選択理由と町弁型業務

		職場を選択した理由：やりたい仕事ができる				合計
		1あてはまらない	2あてはまらない、どちらかといえば	3あてはまる、どちらかといえば	4あてはまる	
町弁型業務	1未満	0 (0.0)	1 (11.1)	3 (33.3)	5 (55.6)	9 (100)
	2未満	17 (11.3)	11 (7.3)	60 (40.0)	62 (41.3)	150 (100)
	3未満	11 (5.0)	18 (8.1)	81 (36.5)	112 (50.5)	222 (100)
	3以上	0 (0.0)	0 (0.0)	8 (47.1)	9 (52.9)	17 (100)
合計		28 (7.0)	30 (7.5)	152 (38.2)	188 (47.2)	398 (100)

Fisherの正確確率検定 p=.316 (両側検定)

まず、町弁型業務はやりたい仕事ができる事務所を選択したことを通して遂行されているであろうか。[表 3-8] によれば、町弁型業務の取扱いのどの水準においても「どちらかといえばあてはまる」、ないし「あてはまる」の割合は大きく、やりたい仕事のできる事務所を選んだこととは関係がないようである。

次に、企業法務型業務の場合である。[表 3-9] によれば、データの分布は、取扱いの水準が高くなるにつれて「どちらかといえばあてはまる」、ないし「あてはまる」の割合は大きくなる一方、「あてはまらない」ないし「どちらかといえばあてはまらない」の割合は低下して行く傾向を示しているといえる。企業法務型業務の取り扱いに関しては、やりたい仕事のできる事務所を選択したことと一定の関係を有していることが考えられる。

もし、企業法務型業務を扱っている新人弁護士が、やりたい仕事のできる事務所を選択したことによってそうした業務に従事しているというのであれば、地方の法科大学院出身の新人弁護士は東京もしくは大阪といった大都市に職場を求めて移動している、あるいはそうしようとしていることになる。そうすると、企業法務型業務に関して、新人弁護士の地域移動あるいはローカル・トラックの有無や程度と、その背景にある業務への志向の意味がさらに探求されるべき課題として現われてくる。

[表 3-9] 事務所選択理由と企業法務型業務

		職場を選択した理由：やりたい仕事ができる				合計
		1あてはまらない	2あてはまらない、どちらかといえば	3あてはまる、どちらかといえば	4あてはまる	
企業法務型業務	1未満	19 (10.3)	18 (9.7)	75 (40.5)	73 (39.5)	185 (100)
	2未満	9 (6.4)	11 (7.9)	54 (38.6)	66 (47.1)	140 (100)
	3未満	1 (1.4)	1 (1.4)	27 (38.0)	42 (59.2)	71 (100)
	3以上	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (36.8)	12 (63.2)	19 (100)
合計		29 (7.0)	30 (7.2)	163 (39.3)	193 (46.5)	415 (100)

Fisherの正確確率検定 p=.021（両側検定）

(3) 業務類型と業務満足度

続いて、業務の現状が業務に関する満足度にどの程度影響しているかを検討しよう。本調査では、業務内容に関わる満足度の測定データとして2種類のデータを得ている。1つは、現にやりたい分野の仕事をやれている程度について、もう一つは日常的に従事している分野の仕事にやりがいを感じている程度についてのデータである。2つの業務類型につき、それら業務に従事していることが、やりたい分野をやれている満足、あるいは日常的業務のやりがいに通じているかどうかをみてみよう。

[表 3-10] は、町弁型業務と「やりたい分野の仕事をやれている」満足感との関係を示している。これによれば、町弁型業務の取扱いの水準が高いほど、逆にやりたい分野をやっているという満足感は低下している傾向がみえる²²⁾。[表 3-11] は企業法務型業務への従事と「やりたい分野の仕事をやれている」満足感との関係を示している。こちらでは、町弁型業務とは逆に、企業法務型業務の取扱い水準が高くなるほどやりたい分野の仕事をやっているという満足感は上昇する傾向がみえる。同様に、両方の分野タイプの取扱い弁護士にとって当該分野が日常的業務であるという仮定に立って、「日常的業務にやりがいを感じている」満足感と業務類型との関係についても分析したが、結果は、町弁型業務の場合も企業法務型業務の場合も、その取扱いの多寡はやりがいは無関係であった²³⁾。

22) 町弁型業務と業務満足度との関連の方向性と弱さはこの類型を構成する個別分野数の多さによって影響されている可能性を考慮する必要があるかもしれない。

23) 紙幅の都合でこの変数に関するクロス表は割愛した。

[表 3-10] 業務満足度と町弁型業務

		やりたい分野をやれている		合計
		1.あてはまらない	2.あてはまる	
町弁型業務	1 未満	1	8	9
		11.10%	88.90%	100.00%
	2 未満	42	106	148
		28.40%	71.60%	100.00%
	3 未満	50	173	223
		22.40%	77.60%	100.00%
	3 以上	6	11	17
		35.30%	64.70%	100.00%
合計		99	298	397
		24.90%	75.10%	100.00%

Fisherの正確確率検定 p=.324 (両側検定)

[表 3-11] 業務満足度と企業法務型業務

		やりたい分野をやれている		合計
		1.あてはまらない	2.あてはまる	
企業法務型業務	1 未満	50	132	182
		27.50%	72.50%	100.00%
	2 未満	37	103	140
		26.40%	73.60%	100.00%
	3 未満	13	59	72
		18.10%	81.90%	100.00%
	3 以上	1	18	19
		5.30%	94.70%	100.00%
合計		101	312	413
		24.50%	75.50%	100.00%

Fisherの正確確率検定 p=.077 (両側検定)

(4) 小括

現在の業務構造が、個々の弁護士が入職した事務所によって規定されているという前提の下で、事務所選択が目的的になされている程度と業務構造との関係の一端が明らかとなった。すなわち、企業法務型業務では、その業務を取り扱っている弁護士たちはやりたい分野の仕事をする意図をもって事務所を選び、その業務に従事しているということがみられるが、町弁型業務ではそうでないということである。

また、現在の業務構造が業務に関する満足感にどのような帰結をもたらしているかについても若干の知見が得られた。すなわち、企業法務型業務では、その業務を取り扱っている弁護士たちはやりたい分野の仕事がやれているという満足感がみられるが、町弁型業務ではそうでないということである。

業務の現状に対する満足度が入職時の業務に関する志向と一致しているか否かはその後のキャリアのあり方を左右していく要因になり得る。そこで最後に、業務遂行の現状の原因に関わる業務志向と結果に関わる満足度とのギャップの有り様を確認し、業務構造の変動の可能性を展望しておきたい。

方法としては、職業志向と職業満足度の 2 つの変数から、ギャップを表すパターン変数を作成した。職業志向については、「弁護士として自分がやりたいと思っていた分野の仕事をする事」があてはまるかどうかを測定したデータを、職業満足度については、「自分がやりたいと思っている業務分野の仕事ができてい」があてはまるかどうかを測定したデータを用いた。この 2 変数を組み合わせたギャップ変数の値（カテゴリ）と分布は次のようになる。

①やりたい分野の仕事をする事は目標ではないが、やりたい仕事
ができていない

n=25 (5.9%)

②やりたい分野の仕事をする事は目標だが、やりたい仕事ができ
ていない

n=79 (18.7%)

③やりたい分野の仕事をする事は目標ではないが、やりたい仕事
ができてい

n=29 (6.9%)

④やりたい分野の仕事をする事は目標であり、やりたい仕事がか
できてい

n=290 (68.6%)

注目すべきは 2 番目のカテゴリである。ギャップの故に不満足な業務遂行状況にある割合が約 19% である。反面、ギャップがなく業務に満足している 4 番目のカテゴリの割合は約 3 分の 2 である。

[表 3-12] 業務の現状におけるギャップと業務類型

ギャップ変数	町弁型業務 (スコア 3 以上)	企業法務型業務 (スコア 3 以上)
カテゴリ① 度数 (%)	14 (5.8%)	1 (1.1%)
カテゴリ② 度数 (%)	42 (17.5%)	13 (14.3%)
カテゴリ③ 度数 (%)	21 (8.8%)	5 (5.5%)
カテゴリ④ 度数 (%)	163 (67.9%)	72 (79.1%)
合計 度数 (%)	240 (100 %)	91 (100%)

この分布をさらに町弁型業務と企業法務型業務のそれぞれに分けてみてみよう。[表 3-12] がそれを示している。これを見ると、町弁型業務取扱い水準レベル 3 以上の弁護士の中で、ギャップの故に不満足な業務遂行状況にある割合が 17.5%ある。他方、企業法務型業務の場合には、同一カテゴリの割合は 14.3%とやや低くなっている。

ギャップ変数のカテゴリ②は現状の業務構造の維持にとっての不安定化因子であり、カテゴリ④は安定化因子とみることができる。それぞれの大きさは全体としては前者が 2 割弱、後者が 7 割弱である。類型別には企業法務型業務のほうが町弁型業務よりも不安定化因子の大きさはやや小さいということになる。

5. 業務の専門化

最後に、業務の専門化の状況を取り上げる。ここでは、第 67 期弁護士の業務遂行がどの程度専門化しているかを業務分野に即して明らかにする。「専門化 (specialization)」という言葉の意味するところは一義的ではないが、ここでは特定の業務分野に対してどれだけ排他的に労働時間を投入しているかの度合を意味する²⁴⁾。例えば、1 人の弁護士がその労働時間の全てを単一の分野に費やしている場合には、ここでいう専門化の極を示していることになる。一般的には 1 人の弁護士は複数の分野を取り扱っているのが常態なので、業

24) 我々は専門化の分析にあたって「シカゴ・スタディ」の方法に準拠した (*Urban Lawyers*, 37-38,323 ; *Chicago Lawyers*, 26-29)。もっとも、「シカゴ・スタディ」では業務分野への投入労働時間量がパーセンテージで測定されているのに対し、我々は 4 件法で測定しているため測度が異なり、全く同じ方法を採用しているわけではない。なお、「シカゴ・スタディ」における専門化の分析についての簡単な要約は、宮澤節生・武士侯敦・石田京子・上石圭一「日本における弁護士の専門分化—2008 年全国弁護士調査第 2 報」前出注 1、206-207 頁参照。

務の専門化の程度は特定の個別分野への投入時間の程度と当該分野以外の他の取扱い分野の数によって決定される²⁵⁾。そこで、個々の業務分野について投入時間の程度は取扱いの有無に二値化し、他の取扱い分野の数を組み合わせて専門化の程度を測る指標を作成した。その値は次のような手順で算出された。

【専門化指標の作成手順】

- [1] 個々の分野ごとに「取扱い弁護士」の各々が取扱っている分野の総数をカウントする。
- [2] 各弁護士について、実際にデータで観測された取扱い分野数の最大値である 22 から [1] の値を減ずる。
- [3] 算出された [2] の値をデータで観測された取扱い分野数の最大値である 22 で除する。これを各弁護士についての専門化指標とする。
- [4] 各業務分野に対して、[3] で算出された値の平均値を求める。これが個別の業務分野専門化指標の値になる²⁶⁾

さて、[表 3-13] には上記の専門化指標にもとづいた分野別の専門化の度合いと順位、および同じ方法で行われた 62 期弁護士第 1 回調査と第 2 回調査の結果が併せて示されている。これにより、いかなる分野が専門化の度合いが高いかをみてみよう。最上位の分野は「行政事件行政機関代理」である。2 番目から「渉外・国際取引」、「独占禁止」、「その他の企業法務」といった企業法務の諸分野が続いている。「犯罪被害者支援」も 5 番目で専門化の順位は高い。他方で、最下位の分野をみると、「税金問題個人・零細企業代理」、「家族・親族国際事件」、「労働災害」、「行政事件個人代理」などの分野が並んでいる。概して、企業法務型業務に属する諸分野は専門化の順位が高いが、町弁型業務の分野でも「交通事故原告側」、「家族・親族国内事件」などの一部の分野は専門化の順位が高い順位について、本調査の結果を 62 期弁護士調査の結果と対比したとき、若干の注目すべき変化がみら

25) 本調査において、回答弁護士の取扱い分野の数の最大値は 22 であり、平均で 7.2 分野を取り扱っている。ちなみに、62 期弁護士第 1 回調査では、それぞれ 22 分野と 9.2 分野であった。

26) ちなみに、この指標の値は、各個別分野の取扱い弁護士が当該分野のみを取扱っているとき、最大値 0.95 をとり、観測された取扱い分野数の最大値である 22 分野をすべて取扱っているとき最小値 0 をとる。

論 説

れる。一つは「行政事件行政機関代理」である。この分野は本調査で第1位であるが、62期調査第1回では12位、同第2回調査では最下位であった。また、「犯罪被害者支援」が第5位であるが、62期に対する2回の調査ではいずれの場合も第35位と第34位という最下位グループであった。

[表 3-13] 業務分野の専門化：専門化指標

順位	業務分野	指標値	62期第1回順位	62期第2回順位
1	行政事件行政機関代理	0.711	12	36
2	渉外・国際取引	0.687	1	1
3	独占禁止	0.672	2	2
4	その他の企業法務	0.661	4	4
5	犯罪被害者支援	0.633	35	34
6	刑事弁護	0.624	8	8
6	交通事故被告・保険会社	0.624	12	19
8	交通事故原告側	0.621	17	11
9	企業合併・買収	0.612	3	3
10	家族・親族国内事件	0.611	10	9
11	知的財産	0.603	6	5
12	任意整理・個人再生等	0.592	9	10
13	遺言・相続	0.584	16	7
14	行政事件企業代理	0.583	5	6
15	医療事故医師・病院側	0.582	32	26
16	医療事故患者側	0.569	34	16
17	少年事件	0.568	23	12
17	労働問題使用者側	0.568	19	17
19	債権回収	0.552	11	13
20	不動産賃貸借貸し主側	0.544	24	30
21	企業倒産・整理・再生	0.534	20	23
21	近隣関係問題	0.534	33	28
23	労働問題労働者側	0.53	27	20
24	消費者問題業者側	0.527	22	15
25	環境・公害問題被害者側	0.523	-----	-----
26	消費者問題消費者側	0.517	20	17
27	不動産売買	0.515	26	22
27	建築紛争	0.515	30	29
27	環境・公害問題開発側	0.515	-----	-----
30	外国人の人権	0.51	25	32
31	破産管財人	0.508	18	21
32	不動産賃貸借借り手側	0.502	29	27
33	税金問題企業代理	0.5	7	13
34	行政事件個人代理	0.486	35	23
35	労働災害	0.483	31	25
36	家族・親族国際事件	0.478	28	33
37	税金問題個人・零細企業	0.417	12	30

このように、専門化指標の値にもとづく順序づけによって業務分野ごとの専門化の状況を把握したわけだが、順序とその時間的変化はわかっても、専門化の程度が時間的にどう変化したかはこれではわからない。なぜなら、専門化指標の計算式自体はその時々調査で得られたデータの内容に依存するものなので、時間的に比較可能なものではないからである。そこで、時間の経過とともに業務の専門化は進んでいるのかどうかを分野ごとにみるために、投入労働時間量と取扱い分野数という専門化の2つの定義要素のうちの後者を用いて専門化の進行の有無・程度を確認してみたい。具体的には、分野ごとに各分野の取扱い弁護士が取扱っている分野数の平均値を算出し、62期弁護士調査の結果から本調査の結果への変化をみるのである。

そのような作業の結果を示しているのが[表4-18]である。本調査での業務分野を専門化指標値の大きい順に配列し、各業務分野の取扱い弁護士が当該分野を含めて取り扱っている分野の総数の平均値が示されている。併せて、62期弁護士第1回調査と第2回調査の場合の平均値も表示されている。これにより、62期から67期にかけて業務の専門化の程度があがったかどうかを推し量ることができる。たとえば、専門化指標値が最大の「行政事件行政機関代理」の分野についてみると、67期弁護士では取扱い弁護士が14人おり、それらの弁護士がこの分野を含めて取り扱っている分野数は平均で6.4分野であるのに対し、62期第1回調査ではこの分野に29人の取扱い弁護士がいて、平均で10.8分野を、62期第2回調査では22人の取扱い弁護士が平均で13.2分野取り扱っていたということである。そして、67期弁護士と62期弁護士の間での変化をみれば、この分野の取扱い弁護士の扱う分野数は平均的にいって62期第1回調査からは4.4分野減り、同第2回調査からは5.8分野減っていることがわかる。我々の専門化の定義からすれば、これは専門化が進展したことを意味する。

では、[表4-18]から分野ごとの専門化の状況をみてみよう。新人弁護士である67期弁護士の調査との比較をより妥当なものとするために62期弁護士については入職初期の時点である第1回調査の結果からの変化をみることにする。第1に、かなり多くの分野で取扱い弁護士の扱う分野数は減少している。全37分野のうち、32分野でそうである。減少幅のとくに大きい分野は、上でふれた「行政事件行政機関代理」の他、「犯罪被害者支援」の4.6分野であり、それに次いで「交通事故被告・保険会社側」の2.5

分野、「交通事故原告側」の2.6分野も目につく分野である。分野の限定という観点からは、全体的には専門化は進展しているということである。第2に、例外的に取扱い弁護士の分野数が横ばいないし増大している若干の分野がある。それらは「渉外・国際取引」、「企業合併・買収」、「行政事件企業代理」、「税金問題企業代理」、そして「税金問題個人・零細企業代理」の5分野である。もっともこれらの分野の変化の幅はかなり小さい。第3に、クラスター分析で識別した業務分野類型と専門化との間にとくに関係はないであろうということである。つまり、交通事故に関する分野をはじめとして、町弁型業務の諸分野は専門化が進んだとはいえるが、それは類型としての町弁型業務の分野に限ったことではない。また、専門化が進んだ「行政事件行政機関代理」と「犯罪被害者支援」の分野は2つの業務類型のどちらとも無関係だからである。企業法務型業務は全体として専門化が進んだ分野であるが、それを構成する5分野の中で「渉外・国際取引」と「企業合併・買収」の2分野は必ずしも専門化の方向には進んでいない。

このような結果から新人弁護士の業務の専門化についてどのようなことがいえるであろうか。一見すると多くの分野で取扱い弁護士の取扱う分野数の減少が見られたことは専門化の進行の現われのようにも見えるが、必ずしもそうとはいえない。全体平均で弁護士一人あたりの取扱い分野数が62期第1回調査の9.2分野から今回調査の7.2分野へと2分野減少しているが、この減少分が満遍なく大方の個別分野において反映されているということであろう。このことは、多くの弁護士がかなり多くの個別分野を重複して業務を遂行しているというこれまでの事態が、いわば“減少均衡”というべき事態なって現われていると解することもできる。

当然ながら、個々の業務分野内で当該分野に特化した弁護士とそうでない弁護士の散らばりがある。全体でみて、1分野のみを取扱っている弁護士の割合は62期第1回調査では0.6%であったが、67期調査では3.8%と増大している²⁷⁾。このことは専門化の進行をうかがわせるが、標本の誤差や測定誤差を考慮に入れながら分野別の専門化とは別に分析される必要がある。

27) 62期第1回調査で取扱い分野が1分野だった弁護士の人数は618人中4人、67期調査では417人中16人であった。

〔表 3-14〕 業務分野別取扱い弁護士の取扱い分野数

順位	業務分野	67期分野数 (取扱い弁護士数)	62期第1回 分野数 (取扱い弁護士数)	62期第2回 分野数 (取扱い弁護士数)
1	行政事件行政機関代理	6.4 (14)	10.8 (29)	13.2 (22)
2	渉外・国際取引	6.9 (43)	6.6 (81)	7.7 (52)
3	独占禁止	7.2 (27)	8.5 (54)	8.2 (33)
4	その他の企業法務	7.5 (137)	8.8 (210)	9.3 (147)
5	犯罪被害者支援	8.1 (12)	12.7 (33)	13.1 (39)
6	刑事弁護	8.3 (256)	10.0 (498)	11.0 (284)
6	交通事故被告・保険会社	8.3 (88)	10.8 (122)	12.1 (104)
8	交通事故原告側	8.3 (228)	10.9 (325)	11.3 (263)
9	企業合併・買収	8.6 (55)	8.6 (107)	9.0 (63)
10	家族・親族国内事件	8.6 (252)	10.6 (431)	11.0 (313)
11	知的財産	8.7 (53)	9.3 (73)	10.1 (40)
12	任意整理・個人再生等	9.0 (210)	10.4 (431)	11.2 (275)
13	遺言・相続	9.2 (205)	10.8 (358)	11.2 (280)
14	行政事件企業代理	9.2 (11)	8.9 (16)	10.8 (13)
15	医療事故医師・病院側	9.2 (16)	12.0 (37)	12.5 (28)
16	医療事故患者側	9.5 (38)	12.3 (69)	11.9 (60)
17	少年事件	9.5 (78)	11.3 (225)	11.5 (127)
17	労働問題使用者側	9.5 (121)	11.1 (195)	12.1 (124)
19	債権回収	9.9 (165)	10.7 (337)	11.5 (204)
20	不動産賃貸借貸し主側	10.0 (133)	11.4 (286)	12.6 (158)
21	企業倒産・整理・再生	10.2 (95)	11.1 (214)	12.4 (125)
21	近隣関係問題	10.2 (90)	12.1 (172)	12.5 (111)
23	労働問題労働者側	10.4 (109)	11.7 (204)	12.1 (147)
24	消費者問題業者側	10.4 (25)	11.2 (65)	11.8 (36)
25	環境・公害問題被害者側	10.5 (22)	-----	-----
26	消費者問題消費者側	10.6 (62)	11.1 (227)	12.1 (132)
27	不動産売買	10.7 (109)	11.7 (194)	12.3 (140)
27	建築紛争	10.7 (78)	11.9 (181)	12.6 (119)
27	環境・公害問題開発側	10.7 (3)	-----	-----
30	外国人の人権	10.8 (19)	11.5 (30)	12.8 (27)
31	破産管財人	10.8 (29)	11.0 (76)	12.3 (124)
32	不動産賃貸借借り手側	11.0 (74)	11.9 (172)	12.5 (91)
33	税金問題企業代理	11.0 (2)	9.7 (12)	11.5 (6)
34	行政事件個人代理	11.3 (35)	12.7 (61)	12.4 (49)
35	労働災害	11.4 (58)	12.0 (105)	12.5 (83)
36	家族・親族国際事件	11.5 (19)	11.8 (41)	12.8 (33)
37	税金問題個人・零細企業	12.8 (11)	10.8 (12)	12.6 (14)

6. 本章のまとめ

最後に、本調査によって明らかにされた67期弁護士の業務に関する知見を簡単に要約しておこう。

第1に、業務分野の取り扱いに関するデータの分析から、業務の構造が明らかとなった。この見地からすると、67期弁護士にあっては「町弁型」業務と「企業法務型」業務を基軸とする構造が存在する。そして、町弁型業務と企業法務型業務の間には、登録地域、顧客種類、事務所規模、民事案件の性質、および所得などにおいて対照的な特性が観察された。こうした業務類型の存在、およびその特性は、本調査以外の他の調査研究の成果を併せて考えれば²⁸⁾、日本の弁護士界全体の構造を反映したものと想定される。

第2に、業務の現状の原因と結果を利用可能なデータの分析を通して探ることにより、一定の知見を得た。原因の局面に関しては、業務構造を直接に規定しているのは所属の事務所であるという仮定のもとで、「やりたい分野の仕事ができる」という目的的な事務所選択が町弁型業務と企業法務型業務において異なることが見いだされた。結果の局面に関しては、「やりたい分野の仕事をやっている」満足感との関係において町弁型業務(満足度低)と企業法務型業務(満足度高)で差異がみられた。さらに、現在の業務構造の変化を占うために、業務志向と業務満足度とのギャップを測定し、分布を明らかにした。それによれば、ギャップの故に不満足な業務遂行の状態にある割合は、町弁型業務でも企業法務型業務でも2割に届かない。現状では構造を不安定化させる余地は小さいと思われる。

第3に、業務の専門化についてである。ここでの専門化の測定指標を用いた分析の結果、業務分野ごとの専門化の程度に一定の明瞭な差異がみられた。企業法務型業務の類型を構成する5つの個別分野はすべて相対的に専門化の程度が高く、したがって類型それ自体の専門化の程度も高い。それに対して、町弁型業務を構成する13分野は程度の高い分野と低い分野の散らばりが大きい。類型外の諸分野は総じて専門化の程度は低いが、例

28) 関連する他の調査研究には、我々の研究グループによる「2008年全国弁護士調査」(前出注1)、「62期弁護士調査」(前出注1)、それに日弁連による「2010年経済基盤調査」(前出注6)がある。

外的に「行政事件行政機関代理」、「犯罪被害者支援」、それに「交通事故被告・保険会社」の 3 分野は専門化の程度の高い分野となって現われている。これは 62 期弁護士の場合と比べたときの目立った変化である。

また、62 期弁護士調査以降時とともに専門化が進行したかどうかに関連して、1 人の弁護士が取扱っている分野数も、62 期弁護士と比べて全体平均で 2 分野、そして大多数の個別分野で大なり小なり減少した。一見して専門化の進行ともみえなくもないが、測定の誤差や標本の誤差を考慮に入れながらさらに慎重な検討を必要とすると思われる。（武士俣敦）

第 4 章 新人弁護士の所得を規定する要因は何か

1. はじめに

この章では、67 期弁護士の所得の規定要因について検討することしよう。

まず、本章の考察の前提となる作業仮説について見ておこう。日本の弁護士の階層分化を明らかにしようとする我々の調査は、Heinz と Laumann が中心となって実施したシカゴの弁護士調査²⁹⁾と、アメリカのロー・スクール修了者のその後を調査した After the JD 調査³⁰⁾を参考に行っている。このうち、シカゴの弁護士調査では、弁護士の社会構造について、次の通りのモデルを立てている。

まず、人種的背景、本人の親の所得や学歴などの社会的背景、本人が出身のロー・スクールのランクといった教育的背景の 3 種類の要因が本人の所属する事務所の規模を規定する。事務所の規模は主たる顧客の種類（個人・中小企業の顧客か大企業顧客か）を規定しており、顧客の種類は主たる業務領域を規定している。そして業務領域は所得を規定しているというわけである。

29) John P. Heinz & Edward O. Laumann (1982) *Chicago Lawyers* (前出注 9) を、その 20 年後に、John P. Heinz, Robert L. Nelson, Rebecca L. Sandefur & Edwin O. Laumann (2005) *Urban Lawyers* (前出注 9) を発刊している。

30) After the JD については、American Bar Foundation が中心となって実施しており、数多くの報告書がある。さしあたり、*After the JD: First Results of a National Study of Legal Careers*, Overland Park, KS: The NALP Foundation & Chicago: American Bar Foundation を参照のこと。

我々が日本の新人弁護士の社会階層を検討するにあたって、このモデルを可能な限り適用する。とは言え、このモデルのスタート地点に当たる社会的背景、人種的背景、教育的背景にかかる変数を、そのまま日本において適用することは容易ではない。日本には、在日韓国・朝鮮人や華僑、アイヌや沖縄出身者、その他在留外国人など人種問題がないわけではないが、人種的マイノリティの数は統計的に有意な結果が期待できるほど多くはない。社会的背景については、同和問題のように社会的に無視しえない大きな変数があるが、アンケートにおいて同和地区出身者かどうかを尋ねることは困難である。同様に、親の所得や職業を聞くことも一般的とは言えない。そのため日本においては、教育的背景として本人の学歴—出身法科大学院—のほかに、性別や結婚・子どもの有無といった本人の属性を中心に検討することにせざるを得ない。

2. 教育的背景による所得格差

日本の弁護士の所得に対する教育的背景のインパクトについては、すでに中村真由美が研究しており³¹⁾、東京大学出身であることは所得を上を引き上げるインパクトを持っているという。

中村の研究による知見は、我々の研究にとっても参考にすべきものであるが、中村が用いたデータは、日本弁護士連合会が2010年に実施した経済基盤調査やそれ以前に中村が実施した調査が中心となっている。また、調査対象が弁護士全体であるため、回答者のほとんどは旧司法試験に合格して弁護士になっている。これに対して、我々の調査では、法曹養成制度改革により法科大学院制度が確立した後に弁護士になった者のみを対象としている。しかも今回、我々が調査対象とした67期の弁護士には、司法試験受験資格を得るにあたって法科大学院を終了して受験資格を得た者と、2011年から実施されている司法試験予備試験（以下、予備試験）に合格して受験資格を得た者がいる。これに合格すれば法科大学院を修了しなくても司法試験受験資格があるため、大学在学中に予備試験に合格し、

31) 中村真由美「弁護士の入職におけるジェンダー効果と学歴効果」佐藤岩夫・濱野亮編（前出注8）、205-209頁、Mayumi Nakamura (2014) "Law Reform, Law Firms, and Lawyer Stratification in Japan", *Asian Journal of Law and Society*, 1(1): 99-123.

法科大学院には進学しない者の方が、東京大学法科大学院に進学するよりも、エリートとして扱われている可能性も考えられる。

それゆえ、我々の今回の調査においては、中村の研究と同様に出身大学、とりわけ東大出身の効果を検討するだけでなく、司法試験受験資格を得たのが法科大学院修了によるのか予備試験合格によるものなのかの効果や出身法科大学院の効果についても確認する必要がある。

そこで、まず、司法試験受験資格を何によって得たかと所得との関係を検討し、次いで、出身大学と出身法科大学院の効果について検討することにしよう。

（1）司法試験受験資格の違いによる所得への影響

司法試験受験資格による所得の違いについて分散分析を行ったところ、受験資格による所得への影響が見られた（ $F(2, 393)=8.95, p<.01$ ）。多重比較を行ったところ、法科大学院に在籍したが予備試験合格によって受験資格を得たの方が法科大学院修了によって受験資格を得た者に比べ、Scheffeの方法で1%水準で所得平均が高かった。しかし予備試験に合格して法科大学院に行かなかった者が最も高所得とは言えなかった。

そこで受験資格による年齢の違いを見たところ、司法試験受験資格による年齢の差は有意とは言えず（ $F(2, 407)=.10, p=.901$ ）、予備試験合格により司法試験受験資格を得た者のうち、法科大学院に在籍経験のない者が、他と比べて特に若いわけではなかった。実際、該当者10名のうち20歳代は4名のみである。彼らの所得平均が特に高くはない理由の一端は、このためではないかと考え、20歳代に限定して、受験資格の違いが所得に与える効果を見たが、結果は、特に変わらなかった。そこで、出身大学と所得の関係を見たところ、香川大学出身者が200万円未満、中央大学出身者が1,000万円以上の所得であった。だが、データ数がそれぞれ1に過ぎず、一般化は難しい。

続いて法科大学院に在籍したが予備試験に合格したことで司法試験を受験した者11名³²⁾について年齢分布をみると、7人が20歳代であった。彼

32) 予備試験合格と法科大学院進学の時系列上の前後関係は明らかではなく、大学在学中に予備試験に合格して司法試験受験資格を得たが法科大学院に進学した者も、法科大学院に進学してから予備試験に合格した者も含まれている。

らの出身大学およびと所得との関係を見ると、東大と慶応の出身者は1,000万円以上の所得であるのに対し、北大と京都大は500万円未満の所得である。在籍した法科大学院を見ると、同じく東大と慶応に在籍した者に1,000万円以上の所得の者がいるのに対し、専修大と中央大に在籍した者は500万円未満である。しかし、東京大学法科大学院在籍者を除くと、データ数はそれぞれ1に過ぎず、在籍法科大学院と所得との関係を一般化することは困難である。

このように、予備試験に合格したことが所得に与える影響はあるとしても、それ以外の要因の影響も大きく、司法試験受験資格が所得に決定的な影響を及ぼしているとは言えなさそうである。

(2) 出身大学・法科大学院による所得への影響

司法試験受験資格を予備試験で得るか、法科大学院で得るかの違いはあっても、ほとんどの者は大学に在籍経験がある³³⁾。その中には、東京大学出身者もおれば、地方の私立大学出身者も含まれる。

そこで回答者が20名以上いた法学部に限定して、出身大学による所得への効果を一元配置分散分析で見たとところ統計的に有意な関連があった($F(5, 403), p=0.018$)。どの大学がどの大学に対して、統計的に有意な差があるのかを多重比較によって確認しようとしたが、Scheffeの方法では有意な差は明らかにならなかった。

一方、法科大学院については、予備試験制度が出来たことで司法試験受験資格の取得には、法科大学院の修了が必ずしも必要とはされなくなったとはいえ、新たに弁護士になる者の大半が法科大学院に在籍経験があることから、教育的背景を探る上では重要な変数と考えた。回答者が19名以上の法科大学院について出身法科大学院と所得との関係を見たとところ³⁴⁾、出身の法科大学院は所得に対して有意な効果を持っていた($F(6, 402)=5.72, p=0.000$)。多重比較をしたところ、TamhaneのT2によれば³⁵⁾、東京大

33) 大学に在籍経験がないという回答は422名中1名のみであった。なお、我々の調査では、当該大学・学部の卒業を聞いてはならず、在籍のみを尋ねている。したがって、ここで言う出身大学とは卒業した大学ではなく、在籍したことのある大学を意味している。

34) 回答者19名以上にしたのは、一般に東京大学とならぶエリート大学と位置づけられる京都大学法科大学院出身のインパクトを見るためである。

35) 等分散性が仮定できなかつたため、ここでは、ScheffeではなくTamhaneのT2

学法科大学院出身者所得の平均（678.04 万円）は中央大学法科大学院出身者（459.31 万円）やその他の法科大学院出身者（448.77 万円）と比べて有意に高かった（有意確率は、中央大学法科大学院出身者との間で $p=0.014$ 、その他の法科大学院出身者との間で $p=0.000$ ）。しかし、京都大学や早稲田、慶應の法科大学院出身であっても、他の法科大学院出身者と有意な効果が見られはしなかった。

このように見てくると、予備試験ができた今日においても、東京大学法科大学院は、エリート法科大学院と位置づけられるといえよう。

3. 社会的背景・属性による所得格差

(1) 性別による影響—男性もライフワークバランスを重視しているか？

教育的背景を除けば、所得に影響しうる可能性のある属性のうち、最大のものの一つは性別であろう。62 期調査では、配偶者の有無や子供の有無を考慮した時には、性別は有意に所得に影響を及ぼしていたが、性別だけでは、所得との間に有意な関連は見られなかった。67 期についても、62 期と同様の所得帯に分けたうえで、性別との相関を見たところ、これまでと同様、両者に有意な関連は見られなかった。しかし、性別の所得に対する効果について、一元配置の分散分析を行ったところ、性別は所得に有意な効果を持っていた ($p=0.016$)。

[表 4-1] 性別と所得帯のクロス表

			所得帯					合計
			70万円以下	200万円未満	500万円未満	1,000万円未満	1,000万円以上	
F1性別	1男性	度数	6	13	131	143	12	305
		F1性別の%	2.0%	4.3%	43.0%	46.9%	3.9%	100.0%
	2女性	度数	1	7	54	41	1	104
		F1性別の%	1.0%	6.7%	51.9%	39.4%	1.0%	100.0%
合計		度数	7	20	185	184	13	409
		F1性別の%	1.7%	4.9%	45.2%	45.0%	3.2%	100.0%

Fisherの正確確率検定（両側） $p=0.219$

を用いた。以下、同様の措置をした箇所がある。

[表 4-2] 性別の所得に対する効果

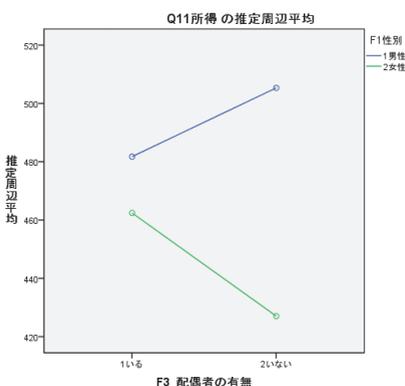
変動因	SS	df	MS	F
性別	283021.707	1	283021.707	5.891
誤差	19553630.973	407	48043.319	
全体	19836652.680	408		

従来、所得について所得帯での回答を求めてきた。これはは、回答率を高めるための工夫であった。だが、この結果からは、所得と他の変数との相関を正確に分析するためには、たとえ回収率が多少低くなる可能性があるとしても、所得値そのものを聞く必要があるということが明らかになった。

62期調査では、性別によって配偶者の有無と所得との間に有意な関連が見られた。そこで今回も、同様の分析を行ったが、性別と配偶者の有無が所得に及ぼす効果は有意とは言えなかった。ただし、統計的には有意ではないものの、男性では配偶者のいる方が平均所得が低く（配偶者有り 481.74万円、配偶者なし 505.33万円）、女性では、配偶者のいない方が平均所得が高い傾向が見られた（配偶者あり 462.42万円、配偶者なし 427.04万円）。

[表 4-3] 性別、配偶者の有無が所得に及ぼす効果

変動因	SS	df	MS	F	P
性別	157259.167	1	157259.167	3.268	0.071
配偶者の有無	2297.376	1	2297.376	0.048	0.827
性別×配偶者の有無	57394.543	1	57394.543	1.193	0.275
誤差	19491079.635	405	48126.123		
全体	19836652.680	408			



[図 4-1] 性別ごとの配偶者の有無と所得との関係

統計的には有意とは言えなかったとは言え、男性で配偶者のいる方が所得が低い傾向が見られたということは、男性もワークライフバランスを重視するようになったのであろうか。もしそうであるとするならば、子どもの有無も所得に影響している可能性がある。そこで性別、子供の有無が所得に与える効果を検討したが、有意にはならなかった。

男性の弁護士がライフワークバランスを重視する傾向があるのであれば、彼らの労働時間にもその傾向が出てこよう。そこで、性別と配偶者の有無が労働時間に与える効果を見たところ、性別も配偶者の有無とともに、労働時間に対して有意な効果をもたらしていた。しかし、性別、配偶者の有無による交互作用は有意ではなかった。

[表 4-4] 性別、配偶者の有無が労働時間に及ぼす効果

変動因	SS	df	MS	F	P
性別	1252.275	1	1252.275	6.585	.011
配偶者の有無	612.767	1	612.767	3.222	.073
性別×配偶者の有無	5.986	1	5.986	.031	.859
誤差	79487.468	418	190.161		
全体	81654.313	421			

同様に、性別と子どもの有無が労働時間に与える効果を見たところ、性別と子どもの有無が労働時間に与える単純主効果については有意であったが、交互作用は有意ではなかった。配偶者がいたり子どものいる男性弁護士が、そうではない男性弁護士と比べて所得が低いことを、ワークライフバランスを重視する傾向で説明することは困難のようである。

(2) 年齢と所得との関係

我々の調査では、弁護士登録する前に、「弁護士以外の職業についてことはない」者は、回答者 380 名のうちの 264 名（69.55%）、弁護士以外の職業に追ことのある者のうちパート・アルバイトは 33 名を占めていた。したがって、パート・アルバイトを定職から除外すれば、約 8 割の者は、定職に就かずに司法試験の合格を目指し、修習を経て弁護士になったと考えることができる³⁶⁾。

36) 前職として、職業裁判官、職業検察官を回答した者はともに 0 であった。

そうであるとするならば、調査時点での年齢は、司法試験に合格した年齢とほぼ一致するであろう。そうであるならば、年齢の若い者は、若くして司法試験に合格したのに対し、年齢の高い者は、司法試験合格・修習終了に時間を要したということであるから、年齢の若い方が、優秀だと評価され、それは所得に反映されるのではないだろうか。

そこで、年齢と所得との関連を見たところ、明確に年齢と所得との間には有意な関連が見られる（相関係数は -0.107 , $p=.031$ ）。しかし必ずしも若いの方が所得が高いという単純な相関にはなっていない。これは、男女別で見ても同様である（男性の場合、相関係数は -0.099 , $p=.085$ 、女性の場合、相関係数は -0.102 , $p=.305$ ）。

年齢を 20 歳代、30 歳代前半（30～34 歳）、30 歳代後半（35～39 歳）、40 歳以上に分けたクロス表によれば、所得 200 万円未満は、20 歳代では 2.5% しかいないのに対して、40 歳以上の者では 19.4% おり、年齢が上がるとつれて、低所得者の割合が増加している。

[表 4-5] 年齢層と所得階層のクロス表

		所得階層				合計	
		200万未満	500万未満	1,000万未満	1,000万以上		
年齢層	20歳代	度数	6	109	116	8	239
		年齢層の	2.5%	45.6%	48.5%	3.3%	100.0%
	30～34歳	度数	7	50	38	1	96
		年齢層の	7.3%	52.1%	39.6%	1.0%	100.0%
	35～39歳	度数	6	12	15	3	36
		年齢層の	16.7%	33.3%	41.7%	8.3%	100.0%
	40歳以上	度数	7	14	14	1	36
		年齢層の	19.4%	38.9%	38.9%	2.8%	100.0%
合計		度数	26	185	183	13	407
		年齢層の	6.4%	45.5%	45.0%	3.2%	100.0%

Fisherの正確確率検定(両側) $p=.001$

しかし所得 500 万円以上については、20 歳代も 30 歳代後半も、約半数が該当している。加えて、所得 1000 万円以上については、20 歳代は 3.3% しかいないのに対し、30 歳代後半では 8.3% いる。つまり単に年齢の低い方が所得が高くなっているわけではなく、30 歳代後半も所得が高くなっている。

20 歳代に高所得者が多いのは、若くして司法試験に合格することが優

秀であることを意味していると考えられる。だが、30 歳代後半も高所得者が多いのはなぜか。一つの可能性は、弁護士になるまでの社会経験・職業経験が弁護士業を営む上でプラスに作用しているということである。

そこで、30 歳代後半の者全体について、前職経験の有無と所得との関連を見たところ、弁護士登録をする以前に前職を経験している者の方が、所得の平均くなったものの、前職経験による所得への効果は有意にはならなかった ($F(1, 34)=1.147, n.s.$)。これを性別毎に見ても、前職経験の所得への効果は有意にならなかった³⁷⁾。

定職に就かず司法試験合格のみを目指して 30 歳代半ばで合格し、弁護士になった者の所得が低いという点では、能力が所得に反映している可能性を表している。とは言え、30 歳代後半の者の所得が高いのは、前職の有無だけでは説明がつくものではない。詳細の検討については今後の課題である。

4. 実務環境による所得への影響

Chicago Lawyers では、弁護士の人種的・教育的・社会的背景が、当該弁護士の実務環境に影響し、実務環境が所得その他を規定していた。日本においても、そうした傾向があると考えれば、実務環境と所得との関係を見ておく必要がある。以下では、実務環境として、所得と関係があると考えられる登録地・事務所の所在地や事務所内での地位、主たる顧客と所得との関係についてみてゆくことにしよう。

(1) 事務所の所在地と所得との関係

かつて棚瀬孝雄は、新たに弁護士登録をする者の半数以上が東京で登録しており、現実に弁護士が大都市に集中していることについて、裁判業務を中心とした伝統的な弁護士業務とは異なった新たな弁護士需要がそこにはあるからだと言った³⁸⁾。このことは、東京で新たに弁護士が登録して業務を行っても、十分な所得を得ることができるとことを意味している。

37) ただし興味深いことに、女性の場合、前職経験のない者の所得は平均 443.3 万円、前職経験のある者では平均 506.7 万円であったのに対し、男性の場合、前職経験がある者の所得は平均 574.3 万円であるのに対し、前職経験のない者の所得は平均 395 万円となっており、最も平均の所得が低くなっていた。

38) 棚瀬孝雄 (1987)『現代社会と弁護士』日本評論社, 1-90頁。

我々の調査では、弁護士が弁護士登録をした場所だけでなく、弁護士の事務所の所在地についても尋ねている。東京といっても23区外には弁護士数が多くない地域もあること、23区内には大企業も集中しているが、23区外はそうではないことから考えると、弁護士登録をした弁護士会がどこかよりは事務所の所在地と所得との関係を見る方が適切である。

そこで、一元配置の分散分析により、現在所属している事務所の所在地(23区内、道府県庁所在地、その他)の所得への効果を見たところ、統計的に有意であった ($F(2, 397)=18.276, p=.000$)。多重比較を行ったところ、所得の平均はそれぞれ、562.1万円、465.6万円、387.0万円となり、所在地間それぞれの間で、所得に有意に差が見られた(等分散性を仮定することができなかつたため、TamhaneのT2を用い、いずれも1%有意)。

このように都市部になるほど、所得が高くなるのはなぜなのか。一つの可能性は、都市部の方が大企業を顧客とする業務が多く、地方に行くほど、個人や中小企業を顧客とする業務の割合が多くなっていることが考えられる。そこで、次に、顧客の種類と所得との関係を見ることにしよう。

(2) 依頼者の種類と所得

我々の調査では、依頼者の種類を、個人(扶助案件)、個人(その他)、全国規模の大企業、地元大企業、中小企業、官公庁、その他の7種類に分けている。このそれぞれに費やした時間割合と所得との相関をとったところ、個人(扶助・国選案件)、個人(扶助・国選以外)の2つが所得とマイナスの相関をしていた(それぞれ相関係数は-0.209、-0.224ともに $p=.000$)。つまり、個人依頼者に割く時間割合が高くなるほど、所得は低減するということである。

しかし、弁護士の労働時間は人によるばらつきが大きい。そして、労働時間が長くなれば、たとえ個人依頼者の割合が高くても、所得は高くなるはずである。そこで次に、依頼者毎の動労時間と所得との関係を見た。すると、個人依頼者に割く労働時間は所得との間にマイナスの相関(扶助・国選案件、扶助・国選以外それぞれの相関係数は、それぞれ-0.187、-0.193、有意確率はともに $p=.000$)が、全国規模の大企業に割く労働時間と所得とはプラスの相関が見られた(相関係数は0.389、 $p=.000$)、個人依頼者に割く労働時間が長くなるほど所得は低下する傾向が、全国規模の大企業に割く労働時間が長くなるほど、所得は上昇する傾向が見られた。

もつとも、23 区内の事務所に所属する弁護士が全国規模の大企業を顧客とする業務をする可能性は、23 区・県庁所在地以外の地域の事務所に所属する弁護士が全国規模の大企業を顧客とする業務をする可能性よりもずいぶん高いと考えられる。したがって事務所の所在地と顧客の種類とは明確に関連している可能性がある。

そこで、事務所の所在地が、個人依頼者（扶助・国選）、個人依頼者（扶助・国選以外）、全国規模の大企業のそれぞれに費やした時間および時間割合に及ぼす効果について確認した（それ以外の変数は、所得との間に相関がみられなかったため省略）。すると、事務所の所在地は、それぞれの労働時間に有意な効果を及ぼしていた。そこで、多重比較によれば、個人依頼者（扶助・国選）については、東京 23 区内は、県庁所在地やその他の地域と比べて有意に費やす時間が短かった（Tamhane の T2 により $p=0.000$ ）が、県庁所在地とその他の地域との間には有意な差はなかった。一方、全国規模の大企業顧客については、東京 23 区が県庁所在地やその他の地域に比べて有意に費やす時間が長かった（Tamhane の T2 により $p=0.000$ ）。

したがって、事務所の種類が依頼者の種類に影響を及ぼし、依頼者の種類は労働時間に影響を及ぼし、労働時間が所得に影響していることが考えられる。

（3）事務所内の地位と所得

事務所の事務所の所在地だけでなく、事務所の中で占める地位によっても、所得は変わってこよう。弁護士ドットコムキャリア編集部による記事によれば、「ノキ弁（事務所のスペースを貸してもらった弁護士）・即独（最初から自宅などで独立する弁護士）・携弁（携帯一本で仕事を行う弁護士）が増えたことから、低収入の弁護士数が増加した」という³⁹⁾。この記事からは、低所得の弁護士の多い地位が存在することが推測される。

そこで、調査時点での弁護士の事務所内の地位が所得に及ぼす効果について一元配置の分散分析を行ったところ、その効果は有意であった（ $F(9, 394)=5.566, p=0.000$ ）。多重比較を行ったところ、事務所の経営者たる単独

39) 弁護士ドットコムキャリア編集部（2016）「弁護士の年収や報酬・給与の現実や平均分布」（<https://career.bengo4.com/articles/5>）2017 年 9 月 1 日閲覧

弁護士が、法テラスや公設事務所の養成弁護士、勤務弁護士、組織内弁護士と比べて有意に所得が低かった（Tamhane の T2 により、いずれも $p=.000$ ）。

5. 所得の規定因を探る多変量解析へ

最後に、以上で検討してきたことをもとに、所得を規定している変数が何であるのかを多重回帰分析を用いて検討することにしよう。

教育的背景としては、大学も法科大学院もその在籍経験が影響を及ぼしていた。特に東京大学については、それが顕著であった。しかし、大学と大学院のいずれの影響が大きいのか、についてはよくわからない。また、予備試験の影響も無視しえないであろう。

次に、社会的背景のうち、性別は明らかに所得に有意に働いていた。だが配偶者や子供の有無については、男性の場合に所得との間に有意な関連はあったものの、それは年齢が影響している可能性も否定できなかった。

そして、実務環境については、事務所の所在地は都市部になればなるほど所得は高めであり、個人依頼者に割く時間が短いほど、全国規模の大企業依頼者に割く時間が長いほど、所得は高めであった。

[表 4-6] 在籍法学部と Q5_現在の登録地・事務所 事務所所在地のクロス表

		Q5_現在の登録地・事務所 事務所所在地			合計
		1東京23区内	2県庁所在地	3上記以外の市町村	
在籍法学部	京都	5	12	4	21
	在籍法学部の%	23.8%	57.1%	19.0%	100.0%
慶應	慶應	13	9	5	27
	在籍法学部の%	48.1%	33.3%	18.5%	100.0%
早稲田	早稲田	23	11	4	38
	在籍法学部の%	60.5%	28.9%	10.5%	100.0%
中央	中央	10	10	3	23
	在籍法学部の%	43.5%	43.5%	13.0%	100.0%
東京	東京	17	8	1	26
	在籍法学部の%	65.4%	30.8%	3.8%	100.0%
その他	その他	81	142	60	283
	在籍法学部の%	28.6%	50.2%	21.2%	100.0%
合計	合計	149	192	77	418
	在籍法学部の%	35.6%	45.9%	18.4%	100.0%

Fisherの正確確率検定（両側） $p=.001$

[表 4-7] 在籍 LS（上位 6 校）と Q5_現在の登録地・事務所 事務所所在地のクロス表

			Q5_現在の登録地・事務所			合計
			1東京23区内	2県庁所在地	3上記以外の市町村	
在籍LS 京都 (上位6校)	京都	度数	4	13	2	19
		在籍LSの%	21.1%	68.4%	10.5%	100.0%
	慶應	度数	20	5	3	28
		在籍LSの%	71.4%	17.9%	10.7%	100.0%
	早稲田	度数	21	13	4	38
		在籍LSの%	55.3%	34.2%	10.5%	100.0%
	中央	度数	13	8	8	29
		在籍LSの%	44.8%	27.6%	27.6%	100.0%
	東京	度数	21	5	2	28
		在籍LSの%	75.0%	17.9%	7.1%	100.0%
	北海道	度数	1	18	2	21
		在籍LSの%	4.8%	85.7%	9.5%	100.0%
	その他	度数	69	130	56	255
		在籍LSの%	27.1%	51.0%	22.0%	100.0%
	合計	度数	149	192	77	418
		在籍LSの%	35.6%	45.9%	18.4%	100.0%

Fisherの正確確率検定（両側） p=.000

しかし、これらは、出身大学法学部や出身法科大学院の影響を受けている可能性もある。そこで、出身大学法学部・法科大学院と事務所の所在地との関連を見たところ、いずれも有意な関連が見られた。とりわけ、出身大学については東京大学と早稲田大学とが、出身法科大学院については慶應と東京、早稲田の出身者について、東京 23 区内に事務所の在る事務所に所属している傾向が高かった。

これらをもとに行った重回帰分析の結果が [表 5-8] である⁴⁰⁾。Model 1 は出身法科大学院を、Model 2 は出身大学を重視したものになっている。いずれのモデルにおいても、性別、事務所内地位（単独経営弁護士）、現在の登録地（23 区）は所得に対して有意なインパクトを持っていた。しかし、Model 2 に見るように、東大、早稲田大の法学部出身であることは有意ではなく、Model 1 に見るように、東大や早稲田の法科大学院出身で

40) 多重共線性を防ぐため、VIF が 2 未満かつ条件指標が 15 未満になるように変数を選択した。「司法試験受験資格」や「年齢」「労働時間（全国規模の大企業）など、2 変量間の関係を見た時には有意であった変数のなかに、省かれている変数があるのはこのためである。「線形回帰のオプション」(https://www.ibm.com/support/knowledgecenter/ja/SSEP7J_10.1.0/com.ibm.swg.im.cognos.ug_cr_rptstd.10.1.0.doc/ug_cr_rptstd_id12541id_conc_reg_opts.html) を参照のこと。2017 年 9 月 1 日閲覧

論 説

あることは、所得に有意なインパクトを持っていた。

さらに標準化係数 β の値から、東大法科大学院出身であること、現在の事務所所在地が東京23区内であることは、所得を引き上げる効果を持っており、逆に、女性であること、単独経営弁護士であることは所得を有意に引き下げる効果を持っていた。しかし配偶者の有無や子どもの有無は、所得には有意な効果を持つとは言えなかった。

[表 4-8] 所得の規定要因に関する重回帰分析の結果

要因	Model 1					Model 2				
	B	SEB	β	t	p	B	SEB	β	t	p
(定数)	643.314	68.781		9.353	0.000	598.009	53.890		11.097	0.000
F1性別 (参照カテゴリー: 男性)	-84.779	29.715	-0.156	-2.853	0.005	-63.835	23.944	-0.125	-2.666	0.008
労働時間 (個人・国選案)	-1.323	0.859	-0.089	-1.540	0.125	-1.303	0.714	-0.091	-1.825	0.069
単独経営弁護士	-333.274	65.882	-0.279	-5.059	0.000	-295.324	51.698	-0.272	-5.716	0.000
現在の事務所の所在地(23区)	61.617	29.521	0.130	2.087	0.038	90.299	23.636	0.197	3.820	0.000
F3.配偶者の有無	-23.924	28.661	-0.046	-0.835	0.405	-22.961	23.019	-0.047	-0.997	0.319
東大LS	158.200	51.239	0.176	3.088	0.002					
慶應LS	36.386	52.466	0.040	0.694	0.489					
早稲田LS	37.699	41.048	0.052	0.918	0.359					
LS修了から合格までの月数	-1.144	1.010	-0.065	-1.133	0.258					
東大法学部						48.225	42.284	0.054	1.140	0.255
早稲田法学部						14.006	36.748	0.018	0.381	0.703
R square	0.203					0.166				
Adjusted R square	0.177					0.151				
N	286					395				

6. まとめ

新人弁護士の所得の規定要因について、多重回帰分析により検討した。日本の弁護士界においては、東京大学法科大学院出身という学歴効果が相変わらず非常に強かった。事務所の所在地や事務所内の地位（単独経営弁護士）、性別も、所得に対して有意な影響を持っていた。しかし先に紹介した中村による知見とは違い、東京大学出身であることは、所得には有意ではなかった。また、所得を、所得帯ではなく金額自体を尋ねる調査に変更したことで、62期弁護士調査の分析結果とは異なり、性別自体が所得に有意なインパクトを持っていることも明らかになった。

今回の分析では、2変量で見たときには所得との相関が高くても、重回帰分析では、有意にならなかった変数もある。そうした変数の中には、間接的には所得に影響しているものもあると考えられる。今後は、パス解析の手法により、これらの変数が所得に影響する経路を明らかにする必要がある。また、今回の分析では、単独経営弁護士であること一即独の可能性もある一が、所得を引き下げる強い要因の一つとして働いていた。だが、

単独経営弁護士になるのはどのような属性を持つ傾向があるのか、については明らかではない。こうしたことの解明が今後の課題である。（上石圭一）

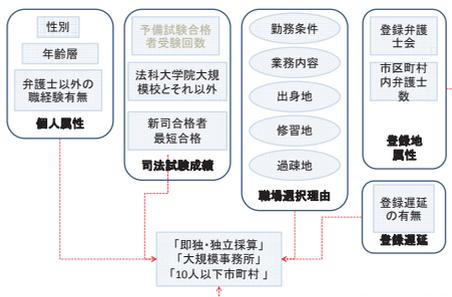
第 5 章 登録遅延・職場変更・即独／独立採算弁護士・登録事務所の規定因

本章においては、67 期弁護士調査のうち、法科大学院修了資格での司法試験受験者につき、「登録の遅延」（修習終了直後の一斉登録日に登録したか否か）「職場変更の有無」（最初の登録後調査時点までの間に職場変更の有無）「大規模事務所への就職」（弁護士 70 人以上の事務所を大規模として扱う）「即独・独立採算弁護士」（最初の職場として即独あるいは独立採算弁護士となったか）「弁護士が市町村に 10 人以下の地域への就職」をそれぞれ従属変数として、ロジスティック回帰分析により多変量解析を行い、これらの決定要因を探る。比較のため、2011 年 62 期第 1 回郵送調査の同種分析の結果も紙幅の許す限り紹介する。

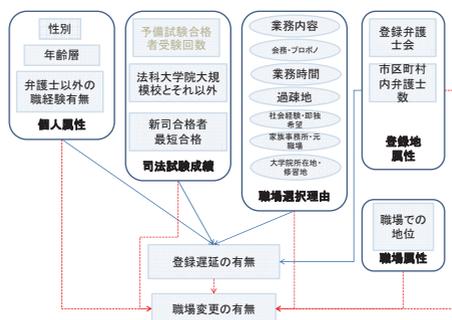
1. 分析のモデル

本章での分析のモデルは [図 5-1] と [図 5-2] のとおりである。独立変数として、性別、年齢層、弁護士以外の職業の有無、最短合格か否か、職場選択理由因子、登録地の特性や職場での地位をとりあげる。予備試験出身の回答者が 21 ケースと少ないこともあり、本章では法科大学院出身者を対象として分析をする。したがって、モデルにおいて司法試験成績内に示されている予備試験受験回数は分析からは除いている。次節以降各変数の概要を示した後に、各従属変数につき、分析モデルに従って、「(二項) ロジスティック回帰分析⁴¹⁾」によって、その決定要因を探る。

41) 二項ロジスティック回帰分析は、ある事象が発生するかどうか（すなわちカテゴリ変数にするとバイナリ＝2 値変数となる）を従属変数として、回帰モデルで説明しようとする場合に有用な分析方法である。線形回帰分析を一般化した分析方法である。独立変数として、カテゴリ変数や数値型変数を含めることができる。モデルに含まれる他の変数が一定である場合に、ある変数の影響力を係数のみならずオッズ比で示すことができる。分析においては、あるカテゴリ変数の値のうちのひとつを基準（参照）カテゴリとして措定し、それと対比で他の値について、オッズ比が大きいのか、小さいかでその影響力の大小をみる。オッズ比は 0～∞の値をとるが、関係が強くなるほど 1 から遠ざかる。オッズ比が 1 を上回れば正相関であり、1 を下回れば逆相関となる。線形回帰と同様に、モデルに含まれる他



〔図 5-1〕 「即独・軒先」「大規模事務所」「弁護士 10 人以下市町村」の分析モデル



〔図 5-2〕 「登録遅延」(実践)・「職場変更」(破線)の分析モデル

2. 本章での分析に用いる変数

ここで、本章の分析に用いる変数について示しておく。独立変数については〔表 5-1〕のとおりである。表に示した独立変数のうち、「修了法科大学院」は、東京、京都、一橋、早稲田、慶應、中央の各法科大学院を大規模校としてリコードした。「法科大学院終了後最短合格」とは、法科大

の変数を考慮した上で、従属変数に対するある変数の純粹の影響力の大小をみることができる。なお、本章の分析では、変数間の相関係数をチェックし、相関が大きい複数の変数を同時に回帰モデルに投入しないようにした。また、本章においては、分析モデルに含まれる各変数のうち、どの変数が従属変数に影響しているのかを探ることを目的としており、回帰モデルにおいてはシンプルに主効果のみを分析していることにも留意されたい。

学院を修了した直後の司法試験に合格していることを意味する。「現在の登録地の弁護士数」は事務所所在の市区町村における弁護士数が 10 人未満であるかどうかによる。表中に印のついたカテゴリは、ロジスティック回帰分析において参照カテゴリとして用いたカテゴリである。

〔表 5-1〕 独立変数群

独立変数群 ● =ロジスティック回帰分析での参照カテゴリ

		Count	Column N %
F1性別	1男性 ●	315	74.1%
	2女性	110	25.9%
年齢層	20歳代 ●	246	57.6%
	30歳代	139	32.6%
	40歳代以上	42	9.8%
F7. 弁護士登録前の職業 0 弁護士以外の職業についたことはない	0職業経験あり	116	30.3%
	1職業経験なし ●	264	69.5%
G1. 受験経験（予備試験）	0なし ●	375	88.0%
	1あり	51	12.0%
移了法科大学院	0中小規模校 ●	244	62.1%
	1大規模校	149	37.9%
法科大学院修了最短合格	0非最短合格 ●	254	64.6%
	1最短合格	139	35.4%
G1. 新司法試験受験資格	1法科大学院修了 ●	393	94.9%
	2予備試験合格	21	5.1%
司法試験受験回数	1回 ●	222	52.1%
	2回	122	28.6%
	3回以上	82	19.2%
現在の登録弁護士会	1東京三会 ●	154	36.8%
	2高裁本庁弁護士会	119	28.3%
	3他の高裁本庁弁護士会	0	0.0%
	4その他の弁護士会	148	35.2%
G5. 現在の登録地・事務所 登録地の弁護士数	1登録地市区町村に10人以上の弁護士 ●	343	83.3%
	2登録地に10人未満の弁護士	69	16.7%

〔表 5-2〕 は、やはり独立変数として用いる職場選択理由についての項目を因子分析した結果であり、7つの因子を析出している。以下のロジスティック回帰分析においてはこれらの職場選択理由因子それぞれについてケースごとに因子得点を計算し、それを回帰分析に含めている。

なお、62期郵送調査の際は5つの因子を析出している。62期郵送調査の結果との比較をする場合にはこの点について留意が必要である。これは質問紙において、62期では「登録地」と「登録事務所」のそれぞれの選択理由を別々に尋ねていたのに対し、67期郵送調査では、「職場」の選択理由としてひとつの質問（問6）にまとめている違いがある。これが62期と67期の間で因子数の違いが観察される原因と考えられる。とはいえ、職場選択理由の構造に大きな違いがあるわけではなく、むしろ職場選択の理由についての構造は似ている。

[表 5-2] 67 期調査最初の職場の選択理由 7 因子

Q6職場を選択した理由の因子分析結果	Pattern Matrix ^a					
	業務関係	会務・プロボノ	時間	過疎地	社会経験・即独	家族事務所・元職場
(5) 入所先事務所等に将来性がある	.753					
(2) やりたい仕事ができる	.725					
(23) 他に選択肢がなかった	-.694					
(6) 自分のキャリア上の希望が叶いそう	.676					
(3) 収入等の経済的条件がよい	.657					
(10) 会務が自由にできる		.799				
(11) プロボノ活動が自由にできる		.750				
(4) 単独でも事件を受任することができる		.492		-.300		
(13) 良好な人間関係が期待できる	.420	.431				
(14) 実家、地元に近い		.354				
(8) 就業時間にゆとりがある			.709			
(9) 産休、育休がとれる			.675			
(7) 契約期間が希望通りだった			.618			
(19) 弁護士過疎地に就職したかった				.769		
(17) 就業地の司法サービスの充実に貢献した				.648		
(18) 大都市に就職したかった			.432	-.533		
(12) 性別を活かした仕事ができる			.301	.353		
(24) 自分で事務所を開業した					.788	
(20) 社会人経験を活かした仕事ができる					.656	
(1) 所属弁護士に勧誘された					-.497	
(22) 家族・親族の事務所だった						.811
(21) 司法試験合格前の所属企業だった						.797
(16) 出身法科大学院の所在地の事務所だった						
(15) 実務修習地の事務所だった						

Extraction Method: Principal Component Analysis.
a. Rotation converged in 10 iterations.

従属変数については [表 5-3] に示した。「登録遅延の有無」は、合格から最初の登録までが 15 ヶ月を越えるものをカウントしている。「地方かつ弁護士 10 人未満市区町村登録」の「地方過疎地登録」は登録地東京以外の「弁護士 10 人未満市区町村登録」の弁護士をカウントしている。

[表 5-3] 従属変数

		Count	Column N %
登録遅延の有無	0登録遅延なし	243	61.2%
	1登録遅延あり	154	38.8%
職場移動有無	0なし	370	86.7%
	1あり	57	13.3%
最初の職場で即独軒先	それ以外の地位	383	90.5%
	即独軒先（最初の職場）	40	9.5%
最初の職場：大規模事務所	0_70人未満	390	93.3%
	1_70人以上	28	6.7%
地方かつ弁護士10人未満市区町村登録	0都市部登録	367	88.4%
	1地方過疎地登録	48	11.6%

3. 「登録遅延」の規定因

以下の分析においては、煩雑さを避けるため、ロジスティック回帰分析で有意な独立変数のみを表に示している。したがって、表においては、モデルに含めたすべての変数が示されているわけではない点に留意されたい。

さて、「登録遅延」についてのロジスティック回帰分析の結果は〔表 5-4〕に示した。この結果から登録遅延に結びつきやすいのは、男性に比して女性であること、20 歳代に比して 30 歳代であること、職場選択理由のうち仕事の時間的余裕を求めていることである。他方、職場選択理由のうちの業務関係因子が大きいことや最初の職場が家族の事務所や元職場であったことについては、登録遅延は生じにくい傾向にある。いずれも常識的な理解と合致する結果といえよう。

62 期調査における新司合格者は、40 歳代以上だと登録遅延が生じやすく、業務内容や過疎地を志向するなど一定のビジョンを職場選択理由としてあげている場合は、遅延が生じにくいという傾向にあった。62 期調査と 67 期調査とでは、先に触れたように職場選択理由の質問項目や因子構造が異なるので、職場選択理由の構造に変化が生じている可能性もある点だけを指摘するに留める。

〔表 5-4〕 67 期 ロジスティックスロジスティック回帰分析サマリー
従属変数＝登録遅延

Variables in the Equation							
		B	S.E.	Wald	df	Sig.	Exp(B)
Step 1 ^a	F1性別(1)	.610	.307	3.942	1	.047	1.841
年齢	20歳代			4.736	2	.094	
	30歳代	.741	.351	4.455	1	.035	2.099
	40歳代以上	.341	.628	.295	1	.587	1.406
職場選択理由	業務関係	-.741	.153	23.374	1	.000	.477
	会務・プロボノ	.064	.148	.185	1	.667	1.066
	時間	.281	.142	3.913	1	.048	1.324
	過疎地	-.211	.156	1.843	1	.175	.809
	経験・即独	-.284	.179	2.508	1	.113	.753
	家族事務所・元職場	-.327	.166	3.888	1	.049	.721
	大学院・修習地	.125	.139	.809	1	.368	1.133
	Constant	-.733	.369	3.943	1	.047	.481

a. Variable(s) entered on step 1: F1性別, Age_Group, 職業経験, 大規模校, 最短合格, Q5_C_2R, Q5_C_4市町村弁護士数, FAC1_2, FAC2_2, FAC3_2, FAC4_2, FAC5_2, FAC6_2, FAC7_2.

4. 「職場変更」の規定因

最初の登録から調査時点までの間に、登録事務所の変更があったかどうかを従属変数としたロジスティック回帰分析の結果は [表 5-5] のとおりである。「最短合格者」は職場変更していない傾向にある。他方、最初の職場が大規模事務所の場合に有意に職場変更する傾向が観察される。62期調査ではこのような傾向は観察されていない。62期調査においては中小規模の法科大学院出身者が職場変更しがちな傾向がみられた。大規模事務所には圧倒的に大規模法科大学院出身者が就業していたことを合わせて考えると62期調査とは異なる傾向なので精査が必要である。

67期調査では、現在登録している市町村弁護士数が10人未満であると職場変更している傾向がある。これは、弁護士過疎地に展開されているひまわり基金法律事務所や法テラス法律事務所に勤務する場合に、まず養成事務所で実地研修を1年程度受けてから赴任する流れであることが理由となっているとかがえられる。

[表 5-5] 67期 ロジスティック回帰分析サマリー
従属変数＝職場変更

Variables in the Equation						
	B	S.E.	Wald	df	Sig.	Exp(B)
最短合格(1)	-.979	.450	4.743	1	.029	.376
Q5_C_4市町村弁護士数(1)	1.629	.455	12.841	1	.000	5.097
登録遅延(1)	-.338	.405	.695	1	.405	.713
即独軒先(最初の職場)	-.258	.705	.134	1	.714	.773
最初の職場:大規模事務所	1.437	.621	5.355	1	.021	4.209
Constant	-2.252	.543	17.198	1	.000	.105

a. Variable(s) entered on step 1: F1性別, Age_Group, 職業経験, 大規模校, 最短合格, Q5_C_2R, Q5_C_4市町村弁護士数, FAC1_2, FAC2_2, FAC3_2, FAC4_2, FAC5_2, FAC6_2, FAC7_2, 登録遅延, Q5_1_7R, Q5_1_5AR.

5. 「即独・独立採算」の規定因

次に、即独や独立採算弁護士なる規定因を探っていこう。[表 5-6] に示すように30歳代以上であること、会務やプロボノを重視して職場選択していること、さらに「即独や社会人経験」を活かす観点を重視して職場選択していることが有意な結果を示しており、即独や独立採算でキャリアをスタートしている傾向がある。しかし、職業経験があること自体や場合は即独や独立採算になる傾向は弱い。

62 期調査においては、40 歳代以上、高裁非所在地弁護士会、勤務条件優先といった要因が即独・独立採算に結びつく傾向にあり、業務内容（とりわけビジネスロー志向）が職場選択にあたり優先されている場合は、即独・軒弁とはならない傾向にあった。62 期調査においては消極的選択としての即独や独立採算弁護士の傾向があり、67 期調査においてはその傾向がやや弱まっているとみることもできる。ただし、この点については慎重な検討を要するので、現在進行中の面接調査などで収集される情報を合わせて今後分析を深めたい。

[表 5-6] 67 期 ロジスティック回帰分析サマリー
従属変数＝即独・独立採算

		Variables in the Equation					
		B	S.E.	Wald	df	Sig.	Exp(B)
年齢	20 歳代			8.823	2	.012	
	30 歳代	1.977	.667	8.780	1	.003	7.222
	40 歳代以上	1.942	1.002	3.759	1	.053	6.971
職場選択理由	職業経験(1)	-1.504	.698	4.642	1	.031	.222
	業務関係	-.451	.255	3.130	1	.077	.637
	会務・プロボノ	.482	.241	4.009	1	.045	1.620
	時間	-.184	.267	.474	1	.491	.832
	過疎地	-.457	.278	2.703	1	.100	.633
	経験・即独	1.086	.255	18.121	1	.000	2.962
	家族事務所・元職場	.068	.198	.117	1	.733	1.070
	大学院・修習地	-.066	.263	.063	1	.802	.936
	Constant	-3.561	.759	22.013	1	.000	.028

a. Variable(s) entered on step 1: F1性別, Age_Group, 職業経験, 大規模校, 最短合格, Q5_C_2R, Q5_C_4市町村弁護士数, FAC1_2, FAC2_2, FAC3_2, FAC4_2, FAC5_2, FAC6_2, FAC7_2, 登録遅延.

6. 「大規模事務所」の規定因

70 人以上の弁護士のいる事務所を大規模として、法科大学院生のみを対象として分析したところ、[表 5-7] のように、「経験を生かしたい」という因子のみが有意となっている。これは 62 期調査の法科大学院出身者とは大きく異なる傾向である。62 期調査では、「職業経験のない者」「大規模法科大学院」「職場選択理由として業務内容重視」といった場合に大規模事務所に所属している傾向が強く、「職場選択理由として勤務条件」を重視する場合は大規模事務所のハードワークを嫌ってか、大規模事務所に所属しない傾向がみられた。

[表 5-7] 67 期 ロジスティック回帰分析サマリー 従属変数＝大規模事務所

		B	S.E.	Wald	df	Sig.	Exp(B)
Step 1 ^a	F1性別(1)	-1.330	.806	2.727	1	.099	.264
年齢	20歳代			1.023	2	.600	
	30歳代	.450	.663	.461	1	.497	1.569
	40歳代以上	1.245	1.332	.873	1	.350	3.473
	職業経験(1)	.031	.735	.002	1	.967	1.031
	大規模校(1)	-.160	.560	.081	1	.776	1.173
	最短合格(1)	.180	.545	.109	1	.742	1.197
職場選択理由	業務関係	-.318	.280	1.286	1	.257	1.374
	会務・プロボノ	-.255	.326	.615	1	.433	.775
	時間	.084	.256	.109	1	.742	1.088
	過疎地	-.152	.287	.281	1	.596	.859
	経験・即独	-1.691	.572	8.743	1	.003	.184
	家族事務所・元職場	-.288	.253	1.300	1	.254	1.334
	大学院・修習地	-.096	.280	.118	1	.731	.908
	登録遅延(1)	.213	.593	.129	1	.720	1.237
	Constant	-3.628	.646	31.500	1	.000	.027

a. Variable(s) entered on step 1: F1性別, Age_Group, 職業経験, 大規模校, 最短合格, FAC1_2, FAC2_2, FAC3_2, FAC4_2, FAC5_2, FAC6_2, FAC7_2, 登録遅延.

最初に登録した年は、62期が2009年、67期は2014年である。旧司法試験が2010年に終了しており、67期弁護士には予備試験出身者が含まれる。67期郵送調査では、予備試験出身者が21ケースある。今回の分析では62期郵送調査との比較を念頭に、法科大学院出身者に限定しての分析としているが、予備試験出身者が大規模事務所に就職する傾向が強いことは他の調査等でも明らかとなっている。法科大学院修了資格での司法試験受験者に絞ったため、明確な傾向が観察されなかったのではないかという仮説に基づき、補充的に司法試験受験資格を独立変数に加えてロジスティック回帰分析を行った結果が[表 5-8]である。そこでは、予備試験出身者が明確に大規模事務所に就職している傾向が明らかとなっている。

[表 5-8] 67 期 (補充分析) ロジスティック回帰分析サマリー 従属変数＝大規模事務所

		B	S.E.	Wald	df	Sig.	Exp(B)
Step 1 ^a	F1性別(1)	-1.260	.798	2.496	1	.114	.284
	職業経験(1)	.362	.631	.330	1	.566	1.437
	登録遅延(1)	.127	.561	.051	1	.821	1.135
	法科大学院予備試験別(1)	1.625	.809	4.037	1	.045	5.080
	司法試験受験回数	-.632	.431	2.148	1	.143	.531
職場選択理由	業務関係	.266	.265	1.002	1	.317	1.304
	会務・プロボノ	-.342	.313	1.192	1	.275	.710
	時間	.119	.261	.210	1	.647	1.127
	過疎地	-.141	.271	.271	1	.603	.869
	経験・即独	-1.732	.575	9.054	1	.003	.177
	家族事務所・元職場	-.308	.253	1.488	1	.223	1.361
	大学院・修習地	-.260	.277	.882	1	.348	.771
	Constant	-2.453	.759	10.447	1	.001	.086

a. Variable(s) entered on step 1: F1性別, 職業経験, 登録遅延, 法科大学院予備試験別, 司法試験受験回数, FAC1_2, FAC2_2, FAC3_2, FAC4_2, FAC5_2, FAC6_2, FAC7_2.

7. 「地方 10 人以下市町村」の規定因

弁護士過疎地に登録している弁護士の背景を探ってみよう。[表 5-9] にみるように、男性に比して女性は弁護士過疎地に勤務する傾向が弱く、他方、職場選択理由として、弁護士過疎地での活動を挙げている者と家族事務所や元職場を挙げている者は弁護士過疎地に勤務している傾向が強い。62 期調査では、中規模・小規模大学院たる第 3・4 グループの法科大学院出身と職場選択理由としての過疎地勤務を挙げている者が弁護士過疎地に勤務する傾向があり、登録遅延の有無や職場選択理由として勤務条件の意識が強い場合は弁護士過疎地に勤務する傾向は弱かった。67 期調査において地方の弁護士 10 人以下の市町村に登録している理由として家族事務所や元職場が関係していることは、弁護士過疎地での登録が、そうした地域での活動を強く意識しているとは限らない場合もあるという点で興味深い。

[表 5-9] 67 期 ロジスティック回帰分析サマリー
従属変数=地方 10 人以下市町村

		B	S.E.	Wald	df	Sig.	Exp(B)
Step 1 ^a	F1性別(1)	-1.454	.617	5.553	1	.018	.234
年齢	20歳代			.245	2	.885	
	30歳代	-.167	.530	.099	1	.753	.846
	40歳代以上	-.447	.924	.234	1	.628	.639
	職業経験(1)	-.019	.569	.001	1	.974	.981
	大規模校(1)	-.519	.467	1.236	1	.266	.595
	最短合格(1)	.114	.463	.061	1	.805	1.121
職場選択理由	業務関係	.247	.253	.953	1	.329	1.280
	会務・プロボノ	-.214	.224	.910	1	.340	.807
	時間	.158	.209	.568	1	.451	1.171
	過疎地	1.144	.207	30.575	1	.000	3.139
	経験・即独	.114	.233	.239	1	.625	1.121
	家族事務所・元職場	.451	.188	5.753	1	.016	1.570
	大学院・修習地	-.159	.225	.499	1	.480	.853
	登録遅延(1)	.749	.461	2.645	1	.104	2.115
	Constant	-2.325	.466	24.856	1	.000	.098

a. Variable(s) entered on step 1: F1性別, Age_Group, 職業経験, 大規模校, 最短合格, FAC1_2, FAC2_2, FAC3_2, FAC4_2, FAC5_2, FAC6_2, FAC7_2, 登録遅延.

8. 本章のまとめ

旧司法試験受験者は本 67 期郵送調査有効サンプルには含まれておらず、予備試験合格資格で司法試験を受験してケースは比較するには少ないサンプルかなかったため今回の分析には含まれていない。また、独立変数についても分析結果がよりわかりやすくなるようにと独立変数を少し単純化して分析を行ったが、結果として 62 期の分析と比して明確な傾向が出ていないように思われる。

職場選択の因子分析では 7 因子を析出した（主因子法、プロマックス回転）。62 期調査とは項目の構成が異なり、比較すること自体慎重でなければならぬが、ある程度の類似性は観察されていると思われる。

法科大学院修了資格で司法試験を受験した者についてのみみると、大規模事務所に就職する顕著な傾向は観察されなかった。予備試験組を含めた別の分析では、顕著に予備試験組が大規模法律事務所に就職している傾向がみられた。

弁護士過疎地志向の強い新人弁護士は、都市部の養成事務所から過疎地の赴任地へ職場を変えるというキャリアパターンがある。他方において、家族事務所や元職場という職場選択理由も有意であり、その点からは弁護士過疎地で登録している弁護士のキャリアパターンが一様ではないことも示唆されている。また、伝統的にも、勤務弁護士としてのキャリアを一定期間積んだ後、独立する、というキャリアパターンもある。こうした、いわばポジティブな意味での「職場変更」と、そうでない「職場変更」とをキャリアの観点からみていくことも今後必要であろう。

これらの点を踏まえて、分析モデルに含まれる各変数のコーディングの見直しも含めて分析を進めていく予定である。（藤本亮）

第 6 章 おわりに

本論の分析からはさまざまな有益な示唆が得られている。ここではその知見をまとめて今後のさらなる分析や第 2 回質問紙調査につなげていきたい。また、現在進行中の面接調査においても本稿であきらかとなった知見をベースにした調査を進めている。

法曹養成課程に対する評価という点では、臨床科目群の履修が法科大学院課程の有益性評価と結びついていることが明らかとなり、またそれは単にスキル面のみならず弁護士アイデンティティとつながる専門職倫理も含めた評価構造の形成に寄与していることも明らかとなった。法科大学院によってこの構造が異なることは、法科大学院教育のあり方について、司法試験の合格率だけではなく、知識・スキル・アイデンティティを一体のものとして教育していくことの重要性を改めて示していると言えよう。

67 期弁護士の業務分野については、「町弁型」と「企業法務型」に分化している傾向が確認された。62 期弁護士には観察されなかった、「行政事件行政機関代理」、「犯罪被害者支援」、「交通事故被告・保険会社」の 3 分野が専門化の程度の高い分野となって観察されたことは特筆に値する。こうした傾向は弁護士全体の取扱い業務の分化と合わせて今後の分析・調査が待たれるところである。

こうした分化傾向が弁護士の階層化につながるかどうかは、弁護士が今後も増加していくことを考慮に入れると重要な論点である。所得の規定要因については、先行研究とは異なり、東京大学出身であること自体が必ずしも所得の規定因としては有意ではなかったが、他方で性別が所得に有意に関係していた。これはワーク・ライフ・バランスを志向して、業務を控えるという傾向と合わせての更なる分析が待たれるところである。

登録遅延・職場変更・即独／独立採算弁護士・登録事務所の規定因などについてのロジスティック回帰分析では、62 期の分析と比して明確な傾向が出ていない。予備試験組を含めた分析では、顕著に予備試験組が大規模法律事務所に就職している傾向がみられた。弁護士過疎地志向の強い新人弁護士が弁護士過疎地に登録しているというキャリアパターンだけでなく、別の理由で弁護士過疎地に勤務するパターンがあることが 67 期弁護士について示唆された点も、新人弁護士の就業パターンが変化し続けていることを含意し、今後の展開を継続して観察していく必要を示している。最初の登録後数年間での職場変更には、ポジティブな意味での「職場変更」と、そうでない「職場変更」とがあることが想定されるが、それらを区別して分析を進めていくことも重要である。

弁護士を対象とする調査の回収率が高くないことは社会調査方法論の観点からは看過できない問題であるが、予定している第 2 回質問紙調査では

論 説

郵送調査に代えてあるいはそれと合わせてウェブ調査の手法も取り入れ、少しでも回収率をあげる工夫をしていく予定である。また、本稿で分析した量的調査に加えて面接調査を現在展開中であり、その成果も合わせて弁護士のキャリア展開についての経験的研究をさらに進めていきたい。(藤本亮)